

広報

笑顔あふれる
豊かな実感のまち
べつかい

B E T S U K A I

別海

おう こ らいこん
往古来今

人が学んだ歴史は 人が生きた証
形あるものも 形なきものも
どこかで受け継がれていく

平成28年3月18日 別海小学校卒業式

2016(平成28年)

4

No.630

編集／別海町役場
総務部総合政策課まちづくり推進担当
〒086-0205
北海道野付郡別海町別海常盤町280番地
電話 0153-75-2111 FAX 75-0371
別海町ホームページ <http://betsukai.jp>
E-mail sougouseisaku@betsukai.jp



平成28年度の「町行政執行方針」「教育行政執行方針」をお知らせします

平成28年度 別海町行政執行方針

別海町長 水沼 猛



I はじめに

政府は、平成26年11月、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけることなどを目的とした「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、平成27年度を初年度とする「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

本町でも、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする「別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することとしています。

また、本年2月に参加12カ国が調印した環太平洋経済連携協定（TPP）は、今後、

批准に関して国会での議論が進められていきますが、国内産業はもとより、地域経済や担い手政策に与える影響などについて、地域産業団体等とも情報を共有しながら、今後の動向を注意深く見守っていく必要があります。

このほか、別海市街地の中心部空洞化や、老朽化した主要施設及び防災対策の整備など、各種課題への対応については、構想を策定中のまちづくり事業の活用や、将来的な人口減少を見据えて策定する公共施設等総合管理計画に基づいて、財源の確保を含めた検討を進めていかなければなりません。

平成28年度も引き続き、限られた財源の中で最大の効果を発揮しながら、町民の皆さまが笑顔で安心して暮らすことができる自立と協働のまちづくりを進めます。

II 「第6次別海町総合計画」と「別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」

平成21年3月に「笑顔あふれる豊かさ実感のまち べつかい」を町の将来像として策定した第6次総合計画も、その計画期間は残すところ3年となりました。

この間、中間見直しの中で課題を整理し、一層の計画推進を目指して取り組んでまいりましたが、第8次実施計画となる平成28年度は、計画の総まとめに向けてこれまでの課題解決に着手に取り組むとともに、新たな総合計画の策定を視野に将来に繋がる施策の展開を進めます。

また、人口減少問題を克服するための指針となる「別海町人口ビジョン」と「別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、平成27年度に策定した計画に沿って今後の戦略を展開します。

全国的な問題として避けては通れない急激な人口減少を少しでも緩やかなものとし、自立したまちづくりを実現するため、産業、子育て、教育、観光等の各分野において町の特性を最大限に生かし、第6次総合計画において位置

付けた各施策と連動させながら、戦略に定める基本目標の達成に行政と町民、関係団体などが一丸となって取り組みます。

III 主要施策の推進

1 活力ある産業のまち

TPPに関しては、条文の内容と重要品目の聖域確保を求める国会決議との整合性について、批准すべき内容なのか国会での議論を見極める必要がありますが、TPPによる不安から離農者が増加しないよう、様々な営農形態の酪



農家が、将来に希望を持って取り組めるよう、関係機関等と連携して万全な対策を強く求めています。

最重要課題の一つである担い手確保は、これまでと同様に酪農研修牧場を核とした取り組みに加え、町、農協及び関係機関で構成する「別海地域担い手育成総合支援協議会」の組織機能を拡充し、より充実した対策を推進します。また、日本一の酪農の町として、基盤整備事業をはじめ農地の維持保全対策事業等、各種支援策が充実するよう、関係機関・団体と連携して事業を推進します。

新たな「別海町農業・農村振興計画」は、「根釧酪農・ビジョン」で示された将来像を実現するための取り組みも視野に入れ、将来にわたる持続的で多様な農業経営と魅力ある農村環境の確立に向け、平成28年度中に策定します。

また、今後の酪農、畜産の指針となる「別海町酪農・肉用牛生産近代化計画」についても、同様に平成28年度中の策定を目指します。

森林環境の保全については、水源の涵養や地球環境の保全といった、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよ

つ、除間伐や造林施業による適切な森林整備に努めるとともに、私有林の整備が円滑に進むよう、支援制度等の情報を広く発信します。

尾岱沼漁港の衛生管理型漁港整備は、平成30年度の完成に向け支援します。

地場水産物の付加価値向上と流通対策については、加工技術や新製品の開発といった消費拡大や販路拡大などの取り組みを引き続き支援します。

本町の水産業は、藻場や干潟の保全活動による良好な漁場環境整備の推進や、安全操業に向けた活動など、地域における日頃の地道な取り組みの基で成り立っていることから、増養殖対策はもとより、これら管理型漁業の推進を積極的に支援します。

水産関係施設については、ニシン種苗生産センターの取水機器等を更新し、安定した健苗の生産に努めることとし、水産系副産物再資源化施設では、給水管の新設整備を行い労働環境の改善を図ります。

更なる交流人口の増加による観光消費額の拡大と滞在型観光の推進を図るため、誘客対策をはじめとする事業を展開し、「食観光」の充実と

「体験観光」資源の基盤強化に取り組みます。

また、教育旅行誘致やバードウオッチングなどの観光振興策については、広域的な観光資源の活用が不可欠であることから、近隣市町と連携し、より一層の推進を図ります。ふるさと交流館は、保全計画に基づき、老朽化が著しい浴室等を中心に改修を実施します。

中小企業支援対策については、別海町中小企業振興基本条例を基本理念として、経営基盤安定のための利子補給及び保証料補助事業や新規開業



者、経営拡大に対する支援を継続するほか、商店街の活性化対策や地元業者の受注機会の確保対策の拡充に取り組みます。

中小企業担い手対策については、将来の地域経済の担い手となる高校生を対象とした大学視察や、就職支援策として中小企業者との懇談会を引き続き実施します。

また、担い手育成のため、中小企業大学校などへの研修参加に対し、費用の助成を実施します。

2 自然と共生するまち

健全な畜産環境の保持を目的として、平成26年度に制定した「別海町畜産環境条例」については、平成28年度が規制基準に係る3年間の猶予期間の最終年となります。

農業が今後も地域経済を支える産業として健全な発展を遂げるためには、環境への負荷軽減に配慮した取り組みが重要であり、基幹産業である農業と漁業が将来にわたり、共存共栄できる社会を構築できるよう、健全な畜産環境を保持する対策を推進するとともに、関係団体等と連携し環境保全型農業の推進に努めま

す。

地域資源を有効に活用した新エネルギーに関しては、引き続きバイオマス及び太陽光の利活用に取り組み、エネルギーの自給を推進します。

ごみ処理については、町民、事業者、行政が一体となり、廃棄物の4Rである発生抑制の「リデュース」、再利用の「リユース」、再生利用の「リサイクル」、不要なもの拒否する「リフューズ」の推進を図り、ごみの減量化と分別リサイクルを徹底するため啓発活動を実施し、豊かな環境の保全と循環型社会の形成に努めます。

また、平成28年度からは、農家地区における可燃ごみの収集回数をこれまでの月2回から週1回に増やし、全町的な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。

公園の整備については、施設の状況を調査確認の上、補修や更新を行い、利用者が安全で安心して憩える場の確保に努めます。

3 健やかに暮らせる福祉のまち

全ての町民が心身ともに健

康で生活できるよう、生活習慣病等予防の取り組みを充実させ、健康づくりに対する意識を高めます。

また、小中学生の体格保健相談による肥満やメタボリックシンドロームの改善指導、成人に対する特定健診後の指導の取り組みにより、各種数値データが改善されている実績を踏まえ、今後も各関係機関と連携し、継続性のある指導を積極的に実施します。

地域医療の確保については、近隣市町村の医療機関や拠点病院との広域連携、ドクターヘリを活用した重症患者の搬送体制の強化を推進するとともに、医療、保健及び福祉が一体となった予防医療の推進と医療サービスの充実を図ります。

人口当たりの医師数や看護師数が低い根室医療圏ですが、引き続き奨学金制度、再任用制度の活用や医師確保推進機関等との連携により、安定的な人材確保に努め、長年にわたり医師の派遣をいただいている札幌医科大学とは、「学生の地域密着型チーム医療実習」受け入れなどの教育連携事業を継続します。

平成27年度から、二次医療圏ごとに「地域医療構想」の

策定が進められており、今後、より一層近隣市町村の医療機関との分化や連携が求められるが、町民の皆さんが安心して医療や介護が受けられる体制の確保に努めます。

町民が住み慣れた地域の中で安心して暮らすことができるよう、サービス提供の中核的な役割を担う社会福祉協議会をはじめ、民生児童福祉委員及び各種関係団体等の活動支援に努めるとともに、身近な地域を単位とした助け合い活動を行う福祉ボランティアやNPOの活動を積極的に支援し、町民総参画の地域福祉体制づくりを進めます。

平成28年度からは、子育て世代の負担を軽減する、2つの新たな子育て支援事業を実施します。

保育園等の利用者負担は、平成27年度から国の基準額の50%として独自に保護者の負担軽減を実施していますが、国が平成28年度から予定する所得制限を設けた多子世帯やひとり親世帯への軽減措置から更に踏み込み、町独自の施策として所得に関係なく全ての世帯に対して多子軽減措置を実施します。

また、子ども医療費助成に

ついては、子どもの疾病の早期治療を促進し、健康で健全な育成を推進するため助成対象を中学校卒業までとし、さらに所得制限を廃止する助成拡大を行います。

このほか、本年4月からは、町立の別海、上西春別の保育園2園、野付、中西別、上西春別の幼稚園3園を、認定こども園として運営します。

認定こども園では、一時預かり事業のほか、子どもの在園に関わらず、保護者の子育て相談や親子交流などの子育て支援事業も実施します。

また、登録会員による育児支援の相互援助活動事業としてファミリー・サポート・センターの運営を開始します。

放課後児童クラブについては、中央児童館、西児童館での実施に加え、平成27年度から中春別放課後児童クラブが地域により運営開始されましたが、今後も地域が積極的に子育て支援に参画する気運が高まることを期待するとともに、このような地域の動きを積極的に支援します。

障がい者支援については、地域の特性にあったサービスの提供を推進します。

本町の障害者手帳所持者は、年々増加傾向にあるた

め、無料バス利用券交付事業をはじめ、障がい者に関連する生活支援関係の各事業を継続して実施します。

また、障害者基本法に基づく、障がい者施策の総合的な計画となる「別海町障がい者計画」の第3期計画策定に着手します。

高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で安心していきいきと生活を送ることができるよう、介護サービスの充実と、介護予防の普及による生活機能の維持改善を図るとともに、地域住民や関係機関と連携し、高齢者を地域全体で支える環境づくりに取り組めます。

介護保険制度改正に伴い要介護軽度者の入所可能な施設が不足するため、認知症対応型グループホームの整備について、計画に基づき事業者の公募を行いサービス基盤の整備を進めます。

また、全国的な介護職員不足の問題は、本町においても同様の状況にあることから、介護職員の育成と確保のため「介護職員養成研修」を継続し、研修受講者に対する支援を拡充するとともに、介護事業所が独自に行う人材確保の取り組みについても支援しま



す。

法人が運営する特別養護老人ホーム清翠園は、昨年11月から新施設の供用が開始されましたが、町では建設費に対する補助を行うほか、居住費が増額となる利用者に対しては、利用料負担軽減事業を継続します。

在宅を支援する中間施設として重要な役割を果たす老人保健施設すこやかなど、公設の施設についても計画的に施設、設備の改修を実施して一層の延命を図り、利用者が快適に過ごすことができるよう、適正な維持管理に努めます。

厳しい財政状況にある国民健康保険特別会計は、法律等の改正により平成30年度から財政運営主体が都道府県へ移行する予定ですが、この移行による影響についてもしっかりと検証を行い、引き続き保健事業の実施による医療費の抑制と保険税徴収の向上に努めます。

さらに、低所得者が自立し、健康で文化的な生活を送ることができるよう、生活保護制度など既存の制度の適正な運用に努めるとともに、関係機関や民生委員児童委員との連携により、相談、指導の充実に努めます。

4 人を育てる学びのまち

次代を担う人材の育成に向け、「生き抜く力」を重視した別海型の特色ある教育活動の推進と、地域、学校及び家庭が一緒になって学校運営づくりを進める「コミュニティスクール」を試行し、学校教育の充実と生涯学習社会の実現に取り組めます。

また、地元別海高等学校への支援を継続し、地域を支えていく子どもたちに安心して通学しやすい環境を整えます。

学校施設整備については、継続事業である中春別中学校

及び上西春別中学校の改築により、教育環境の向上に努めます。



基本的な生活習慣の定着を図る「メディアコントロールシート」を活用した、情報端末機器の利用制限等に取り組むとともに、積極的に日常のコミュニケーションが図られる体制づくりに努めます。

芸術と文化の振興につい

て、史跡旧奥行臼駅通所保存事業の修理工事に着手します。

また、地域に根ざした文化の継承のため、旧豊原小学校を郷土資料館分館として位置づけ教育普及活動を展開します。

いつでも誰でも気軽にできるスポーツを発掘するとともに、肥満傾向にある子どもたちの「体力・生活力」向上のため、食環境の改善や子ども向けスポーツの普及に取り組めます。

5 快適で安全なまち

(仮称)生涯学習センターや防災拠点施設等の整備を含むまちづくりの具体策として、平成27年度に策定した「矢別演習場周辺まちづくり基本構想」を基に、平成28年度は、より具体的な内容となる「まちづくり基本計画」を策定します。

住宅対策については、公営住宅等のストック状況を踏まえ、本町の住宅マスタープランに沿った、住宅の再整備等を検討します。

また、「別海町公営住宅等長寿命化計画」に基づく耐久性の向上や予防保全的な対応については、コストの縮減を

含め計画的に実施します。

道路事業については、国の予算が縮減され、その確保が大変厳しい状況ですが、道路整備に関する地域要望が依然として多いことから、各交付金事業等を積極的に活用するとともに、町単独事業の「臨時道整備事業」を継続して、計画的に整備を進めます。

また、安全かつ円滑な交通を確保するため、既存道路施設の老朽化対策を引き続き計画的に推進します。

水道水の供給は、安全、安心に万全を期するとともに、平成27年度に策定した「別海町水道事業ビジョン」により企業経営の効率化と安定化に努めます。

施設の老朽化対策は、国営事業なども活用し、計画的に耐震化や長寿命化を図ります。

老朽化した終末処理場は、長寿命化計画に基づいた適正な整備を行い、安定した汚水処理に努めるとともに、合併処理浄化槽は、快適な生活環境を確保するため、啓発を行いながら引き続き普及推進を図ります。

平成27年度、本町を含む共同実施主体（コンソーシアム）で取り組んだ総務省地域実証事業である「ふるさとテレワーク推進事業」は、日本マイクロソフト株式会社をはじめ多くの方々との協力関係の基、実証事業を完了しました。

テレワークという「地方への人の流れをつくる」この新しい働き方のスタイルを、地域の活性化に大きく貢献するツールのひとつとしてとらえ、実証事業によって得られた可能性と課題を精査し、更に強固な町内推進体制を構築しながら、本町の内外に新たな人の流れを作り、移住や起業につながる地域活性化策を推進します。

近年の度重なる豪雨や低気圧による高潮の発生は、家屋等への浸水被害や避難生活を強いられた町民に不安な生活をもたらしました。

防災対策については、災害時の被災を最小化する減災対策の拡充を図るとともに、さらなる地域防災力の向上に努めます。

具体的な取り組みとしては、情報の伝達や広報活動、避難所の運営等について、自主防災組織や消防団との連携

を強化するとともに、自主防災組織育成事業を活用した防災活動支援のほか、いつ発生するかわからない災害に適切かつ迅速な対応ができるよう、災害対応訓練を実施し住民の意識高揚を図ります。

本町の海岸線では、高潮等により冠水被害が発生するなど、地域住民の生活に支障を来していますが、地域住民や関係機関等との協議により、海岸保全施設の早期整備に向けた検討を行うほか、迅速な状況把握が可能となるよう既存潮位計を更新します。



交通安全対策としては、経年劣化等で認識度が低下した町道の区画線補修をはじめとし、交通安全施設整備を計画的に進め、特に地域から要望の高い交通標識や信号機の設定については、現場の状況などを確認しながら、所管する機関に対して要請を行います。

また、交通安全指導員や交通安全協会等の関係機関と連携して、交通安全教育に取り組み、交通安全意識の向上に努めます。



6

参画と 協働でつくるまち

「自治基本条例」や「協働の指針」のもとに取り組んできた「町民参加」や「情報開示」については、実施手法の更なる充実に努めます。

また、町内の多様な主体が取り組むまちづくり活動を支援する「協働のまちづくり補助金制度」は、ここ数年利用団体が少なくなっていることから、制度周知のあり方等を検討し、利用の拡大を図ります。

人権は、社会において幸福な生活を営むための基本的な権利であり、町民の一人ひとりの意識によって尊重されるべきものです。

近年、障がい者の高齢化や認知症及び一人暮らしの高齢者が増加していることから、これらの方々が不利益や権利の侵害を受けることなく生活できるよう、市民後見人の養成と、行政や関係機関と町民が協力し、支援していくための体制づくりに努めます。

また、障がいのある方に対する不当な差別的取り扱いなどの解消に向け、積極的に啓発活動に取り組むとともに、障がいの有無によって分け隔

てられることなく、相互に人格と個性を尊重し共生できるまちづくりを推進します。

北方領土対策の推進については、これまで取り組んできた返還運動を先細りさせることなく、国や関係機関が展開する効果的な活動と連携し、啓発施設である「北方展望塔」を活用しながら積極的な支援、推進を図るとともに、四島在住ロシア人との相互理解を深めるための北方四島交流事業に継続して取り組みます。



本町の財政状況は、人口減少、少子高齢化、後継者不足による離農の増加などにより、益々厳しさが増すと予想されますが、次世代に引き継ぐ安定的かつ健全な財政基盤を確立し、持続可能な自治体経営を進めていかなければなりません。

公共施設等については、全体の状況を把握し、長期的な視点を持って計画的に更新、統廃合又は長寿命化などを行い、今後の財政負担の軽減及び平準化を図ることができるよう、「公共施設等総合管理計画」を策定します。

また、あらゆる情報から財源確保の可能性を探るとともに、昨年3月に制定した「別海町債権管理条例」に基づき、債権の適切な回収に取り組むなど、自主財源確保に努めます。

さらに、平成29年4月からの消費税10%への引上げに向けて、受益者負担の観点から、引上げ分の転嫁が必要と判断される公共料金等については、適切な料金設定に向けた検討を行います。

IV むすび

策定中の人口ビジョンでは、2060年の町内人口が

1万人を割り込むという推計がされました。

私たちには、人口減少に歯止めをかけ、これまで本町の礎を築いてこられた先人達の高い志や、強い意志を引き継ぎ、これから迎える人口減少社会に立ち向かうため、雇用の創出、人の流れの創造、安心して結婚や出産、子育てができる環境の構築、安全で安心な暮らしが叶うまちづくりを実現させる責務があります。

「第6次別海町総合計画」及び「別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた目標を、職員と一丸となり、ひとつずつ着実に実行していくとともに、情報を共有しながら町民参加による協働のまちづくりを進めます。

最後に、町議会議員並びに町民の皆さまには、一層のご理解とご協力を心からお願ひ申し上げ、平成28年度の行政執行方針といたします。

平成28年度 別海町教育行政執行方針

教育長 眞 籠 毅



I はじめに

昨年は、スポーツ界において日本中が沸いた出来事がありました。

イングランドで開催されたラグビーのワールドカップにおいて、日本が強豪南アフリカに歴史的勝利を飾り3勝をあげるなど、私たちに夢と希望を与えてくれました。

また、本町の中学生野球大会においても全道大会や全国大会に出場し、すばらしい功績を残し、更に全国中学校スケート大会では、大会新記録で優勝するといった快挙もありました。

これらのことは本人たちのたゆまぬ努力やそれらを支える関係者の協力や理解、そし

て町を挙げて取り組んできた生涯スポーツの振興の積み重ねにより育まれてきたものと確信しています。

学校と家庭、さらに地域がそれぞれの教育機能を発揮し、まちぐるみで学ぶ心を育み、夢や希望、生きがいをもてる子どもたちを育てていくことが最も重要となつてきます。

本町では生き抜く力を育てていくために、さらに「教師力の向上」、「学力向上」と「生活力・体力向上」に努め、地域性や子どもたちの実態に見合う取り組みを行っていきます。そして、先人が残してくれた伝統と財産を引き継ぎ、「夢と希望にあふれ 輝きに満ちた ふるさとを切り拓く町民を育む」を教育の基本理念に、将来を担う子どもたちのために、教育行政を執行します。

II 主要施策の推進

1 生涯学習の振興

生涯学習の目的は、私たちが町民が豊かな生活を送るために、社会で生きる力を身に付

け、持続可能な潤いのあるふるさとづくりを進めていくことにあります。生涯を通じて自身に必要な知識や能力を認識し、他者とのかわり合いや実生活の中で応用し、実践できる力を身に付けることが大切です。

また、学習で身につけた力を生かして、町民一人ひとりが心の豊かさをもたらす潤いのある地域づくりを進めていくことが重要です。

そのためには、学びの中核を担う施設の整備や関係機関との連携を進めていかなければなりません。

本町の生涯学習の拠点であり、人づくり・まちづくりの中核となる（仮称）生涯学習センターの建設については、基本構想を基に、「まちづくり構想」の中で、引き続きよりよい方向へと検討を重ねます。

生涯学習推進の実践研究機関である「別海町生涯教育研究所」の機能を高め、成長の発達課題を示した「学びの木」の普及等、町内のあらゆる組織を有効に活用しながら、生涯学習を振興します。一方、将来に渡つ

2 学校教育の充実

本町の地域性を生かした別海型の学校教育の構築を目指し、各中学校区で小・中連携型一貫教育を推進し、学力や体力・生活力、教師力の向上、特別支援教育の推進、幼児教育の充実などに努めています。学力の向上については、昨年度の「全国学力・学習状況調査」では小学校が全国平均と同程度、中学校が全国平均よりやや低いという結果となり、予断を許さない状況です。

本年度は、本町の独自事業である「生き抜く力向上策定プロジェクト」を中心に、学校規模に応じた授業展開の改善や実効性のある校内研修の工夫など、子どもの実態に応じた学習指導の充実に努めます。

体力・生活力の向上については、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」で、体の柔軟性や瞬発力を測定する種目の結果が過去3年間において全国平均を下回っています。

また、食に関する指導においても肥満傾向の改善が図られておらず、偏食や少食、孤食など子どもたちの食環境には依然課題が見られます。

本年度も「食と運動をコン



成」を目指し、「孫わ(は)優しい」レシピコンテストに取り組み、学校給食を活用した食育指導の充実を一層図ります。

さらに、全校縄跳びの推奨や中学校教員が小学校に出向いて体育の授業を行う「出前体育授業」、校舎内外の空間を活用した子ども達の体力向上に関する園校一実践に取り組み、基礎体力の向上に努めます。

教師力の向上については、本年度も「別海の子どもは、私たちが育てる」を合言葉に、外部講師を招聘した模擬授業や学習過程を意識した場面指導、学校課題を解決するための先進校視察など、研修形態を工夫しながら授業改善に努めます。

生徒指導の充実については、学期ごとに子ども理解支援ツール「ほっと」などを活用し、子どもの心理面を把握する調査を行うなど、よりよい人間関係づくりが実現できるよう指導します。

また、小・中学校の不登校傾向にある子どもの対応については、今後も教育相談の充実やふれあいるーむ、臨床心理士の活用等、積極的な生徒指導の充実に努めます。

特別支援教育の推進につ



ては、教育支援委員会の機能を活用し、特別な支援を要する子どもへの配慮等を学ぶ研修会や早期保護者相談の実施など、子ども一人ひとりの発達のニーズに応える教育環境の改善に努め、将来の社会参加や自立に向けた支援ができるような施策を推進します。

幼児教育の充実については、就学段階における滑らかな学びの接続ができるよう、遊びや生活、人間関係づくりなど幼児教育段階に必要なアプローチカリキュラムや、学びの芽生えを活かした小学校段階におけるスタートカリキュラムの充実を図ります。

本年度の学校施設等の整備については、中春別中学校の外構工事や上西春別中学校の

校舎建築等に取り組みます。

また、ICT活用教育の充実を図るため、小・中学校教育用コンピュータ整備事業の一環として実物投影機等を導入し、全ての子ども達の基礎的な学力の向上を図るとともに、校務運営システムの導入を検討しながら教員の子どもと向き合う時間の確保に努めます。

3 社会教育の推進

社会教育は、人々の自由かつ主体的で多様な学び合いを中心とした自己形成の営みです。誰もがいきがいを感じ、人生を心豊かに充実したものにするためには、多様な学びが様々な場所で主体的に行われる必要があります。

そのため、多様な学習活動を保障するための条件整備や環境醸成を図り、町民の皆様の意見を聞きながら、地域住民自らが主体的に活動できるよう求めに応じ、必要な支援を行います。

公民館では、地域住民のいちばん身近な学びの拠点として学習機会の提供に努めるとともに、よりよい地域づくりの拠点としての役割を果たしていきます。また、公民館に集う人と人とのつながりを大切にしながら地域住民間の絆

を築き、地域コミュニティの形成を目指します。

町内に8大学を設けている「別海町平成寿大学」では、多くの学生が生き生きと学び、皆勤の学生も多く、熱心に自らの教養に磨きをかける姿が見られます。これからも、魅力ある学習機会を提供するとともに、自己の経験や学習の成果を地域や異世代に還元できるような内容の充実を図ります。

乳幼児を持つ家庭を対象とした「乳幼児母親家庭教育学級」は、子育てに戸惑いと不安を抱えている若い母親たちが子育てについて学び合い、情報交換を行う貴重な場となっています。これからも、子育てに自信をもって取り組める学習機会を提供するとともに、安心して子育てができるよう充実を図ります。

図書館では、地域の読書活動の振興を担うとともに、町民の多様な学習を支援する情報の拠点として、町民のニーズや地域課題に対応する様々な情報提供を行います。

また、図書館から遠い地域にも学習情報を提供するため、町内47ヶ所をステーションに指定し、移動図書館車による本の貸し出しを行います。移動図書館車を更新し、誰もが

主体的に学ぶことのできる機会を提供するとともに、読書活動の普及、推進を図ります。昨年度実施した「生活と健康に関するアンケート調査」での読書活動に関する項目の結果では、本町の子どもたちの読書離れの傾向は依然として続いている状況です。

そのため、「別海町子ども読書活動推進計画」を作成し、子どもたちが生活する様々な場所において自主的に読書活動を行うことができるようにするとともに、読書環境の整備、学校、家庭、地域が果たすべき役割についての方向性を定め、子どもたちの読書活動を総合的、計画的に推進します。

「第3次社会教育中期振興計画」は、後期アクションプログラムの8年目を迎えています。このプログラムに基づき、「人づくり」や「協働のまちづくり」の実践に積極的に取り組めます。

4 青少年の健全育成

町独自で取り組んでいる「メディアコントロールシート」を活用し、子どもが主体的にメディアとの付き合い方を考える取り組みを通して基本的な生活習慣の定着と情報モ

ラルの徹底を図り、情報端末機器（SNS）の利用を午後10時には止める「スイッチOFF22」を提唱するなど、家庭や地域と連携しながらメディアリテラシーの一層の向上を図ります。

また、いじめの未然防止については子ども一人ひとりがお互いに思いやる雰囲気づくりが何よりも大切であり、「別海町子どものいじめ防止に関する基本方針」に基づき、子どもがお互いの気持ちを積極的に伝え合い、日常のコミュニケーションの活性化が図られるよう、子ども同士の登下校における挨拶を充実させます。

本年度の友好都市「少年少女ふれあいの翼」交流事業で



は、枚方市の中学生15名を受け入れ、尾岱沼ふれあいキャンプ場での野外活動や研修牧場を利用した酪農体験など、本町ならではの豊かな自然や産業に触れる機会を提供し、一層の交流を図ります。

次代を担う酪農後継者が、今後の酪農経営や地域づくりの指導者として必要な国際的感覚、視野、資質を身に付けることを目的とした、別海高等学校海外研修事業に対し、派遣費補助等を引き続き行います。

5 芸術、文化の振興

自他の国や地域の伝統、文化について理解を深め、国際社会の一員としての自覚をもった人材を育成することが求められています。

公民館を中心とした学ぶ機会や芸術文化に触れる機会を提供し、活発な活動を展開している別海町文化連盟の各団体、サークルの自主的な活動など、多くの町民が積極的に参加、創造できる環境づくりに努めます。

史跡旧奥行臼駅通所保存事業については、平成25年度策定の「史跡旧奥行臼駅通所保存管理計画」に基づき、本年度から旧奥行臼駅通所修理工



事を行います。

北海道の天然記念物に指定されているヤチカンバ群落地を恒久的に保護していくため、植物の専門家による「西別湿原ヤチカンバ群落地保護対策検討委員会」による保護対策計画の策定、推進に努めます。子どもたちの郷土学習の充実を図るため、「旧柏野尋常小学校奉安殿」や「西別湿原ヤチカンバ群落地」などの指定文化財や町歴史文化遺産を含めた歴史的財産を活用します。

郷土資料館では、町内の歴史・文化・自然に関わる資料の収集、整備保管、調査研究を進めます。昨年度まで整備してきた開拓の苦勞を偲ぶ農器具、民具等が収蔵展示され

ている旧豊原小学校校舎を郷土資料館分館として開館し、積極的に活用した「ふるさと講座」や「郷土学習出前講座」などの教育普及活動を展開します。

6 スポーツの振興

スポーツは、私たち町民に大きな夢と感動を与え、ともに、明るく豊かな活力に満ちた社会の形成を担います。

また、町民が生涯を通じて心身ともに健康で充実した生活を営む上でもスポーツの振興は欠かすことができません。そのため、生涯にわたりスポーツに親しめるよう、地域の特性を活かした四季折々のスポーツを推進するとともに、いつでも誰でも気軽にできるスポーツを発掘し、関係団体とも連携を深めながら「町民皆スポーツ」の実現を目指します。

また、本町は、肥満傾向にある子どもの割合がどの学年においても高い現状です。生活習慣の改善等様々な取り組みが必要であるとともに、体を動かすことが好きである子どもを育てることが大切です。そのため、子どもたちにスポーツの楽しさを伝えるスポーツ教室の実施等、子ども向け

のスポーツの普及にも取り組めます。

毎年、全国から多くの参加者が集う「別海町パイロットマラソン大会」は、多くのボランティアの方々を支えられ、本町を代表するスポーツイベントへと成長しました。本年度の第38回大会においても、真心のこもった「あつたかい大会」を目指し、町民の皆様

の温かいご支援を賜りながら、大会運営の充実を図ります。スポーツ施設の整備については、町民ファミリースポーツハウス整備事業をはじめ、上春別スケートリンクの補修を行います。各施設の老朽化が進んでいることから、計画的な補修等を進め、施設の維持に努めます。

Ⅲ おわりに

平成28年度教育行政執行に係る方針の実現にあたっては、協働のまちづくり精神のもと、全町民の理解と協力が必要です。

別海町教育委員会として、将来を担う子どもたちのために、自らの力で明るい未来を開いていくことができるよう、学校、家庭、地域と密接な連携を図りながら、本町の教育振興発展に取り組みます。

別海小学校 別海中学校 閉校

別海が、ここからはじまり
別海の学校もここからはじまった
一三四年目の閉校



平成28年3月、町内で最も古い歴史を持つ別海小学校と別海中学校の2校が閉校となりました。

2校は、これまで本別海、走古丹、床丹地区の3つの学校が統合された学校として、およそ50年間に渡り、多くの子どもたちを迎え、そして送り出しました。

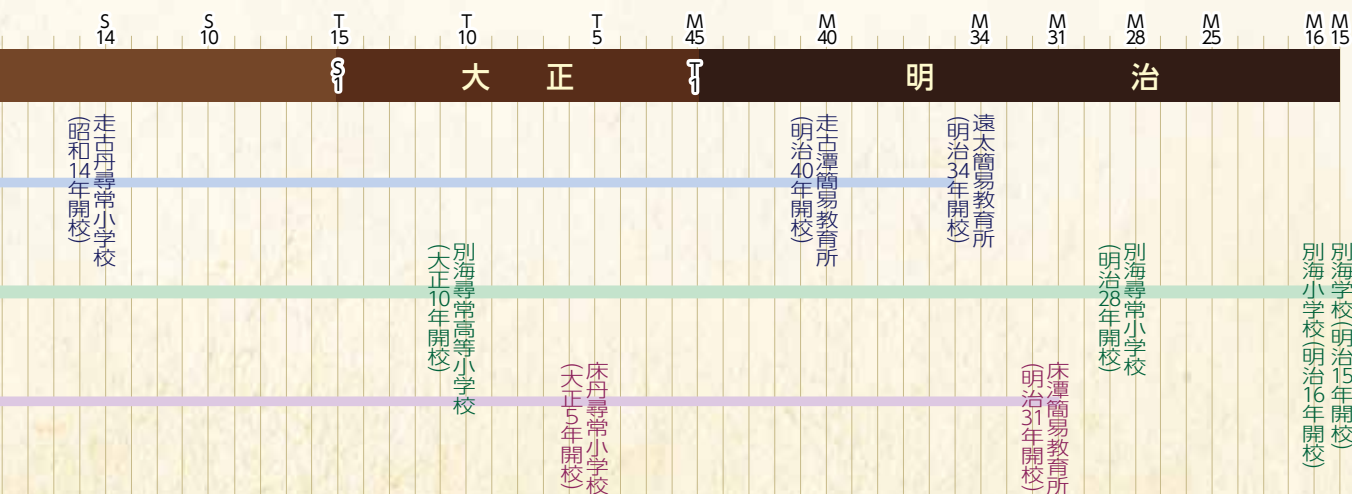
別海小学校、 別海中学校のあゆみ

■別海小学校、別海中学校

別海学校は、根室管内では根室市花咲小学校に次いで明治15年に開校しました。明治28年に別海尋常小学校となった校舎は、地域住民からの寄付や労力奉仕によって建設され、地域住民の集会施設としても利用されるなど、学校と地域が



■学校統廃合の変遷



一体となった活用がされました。

■床丹小中学校

明治20年前後から床潭地区にも漁業を営む定住者が増えたことから、明治26年に地域住民の平賀文次郎氏、松原久吉氏、泉菊園氏の3氏が相談し、泉氏が教員を勤め、場所を提供する私設教育所（寺子屋）としてはじまりました。

明治31年には、公認の床潭簡易教育所として開校しましたが、昭和43年には、中学校が別海中学校に統合。続く昭和45年には、小学校も別海小学校に統合されました。

■走古丹小中学校

明治34年に遠太簡易教育所として開校。明治40年には走古潭簡易教育所となりますが、明治41年の暴風雨による越波により浸水し、校舎が倒壊する被害が起き校舎を移転。

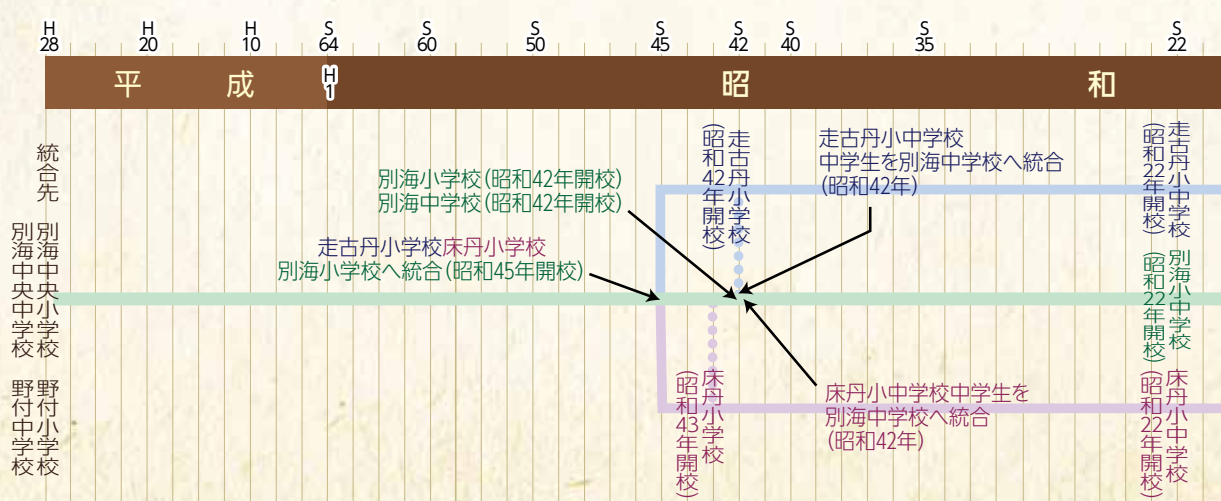
その後も一度移転し、昭和42年には、中学校が別海中学校に統合。続く昭和45年には、小学校も別海小学校に統合されました。

新しい門出に地域の集結

卒業式に先駆けて行われた平成27年11月8日の閉校式典では、地域に住む方だけでなく、様々な場所に住む卒業生の方々も駆けつけ、卒業生も在校生も、新しい旅立ちに目を向けていました。



(参考文献)
 ■べつかい教育のあらし (平27、別海町教育委員会)
 ■別海村小史 (昭41、別海村役場)
 ■別海町百年史 (昭53、別海町)
 ■別海町立小・中データWEB版 (平23、別海町教育委員会)
 (写真提供) 福原義親氏

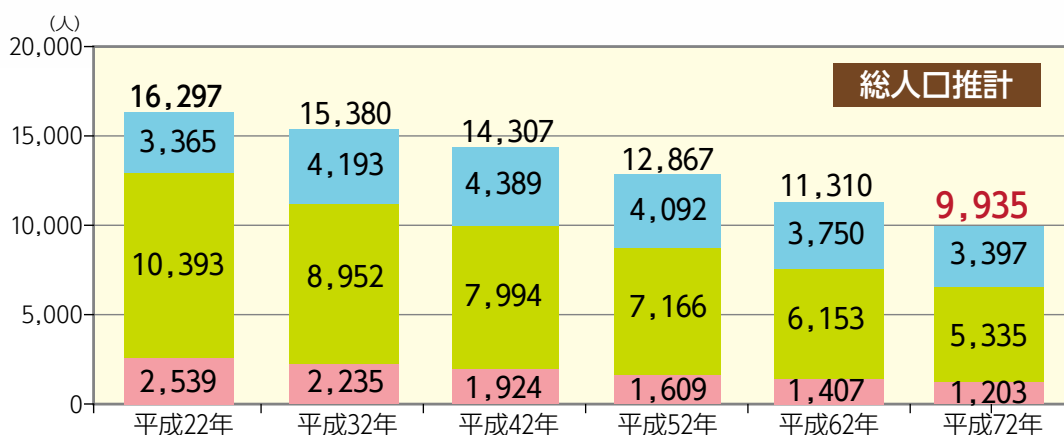


「別海町人口ビジョン」及び 「別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」 を策定しました

現在、我が国では、急速な少子高齢化と人口減少が大きな問題となっています。これは、本町にとっても同様です。このままでは、地域が衰退し、産業や経済、日々の生活にも大きな影響が出ることが予測されます。

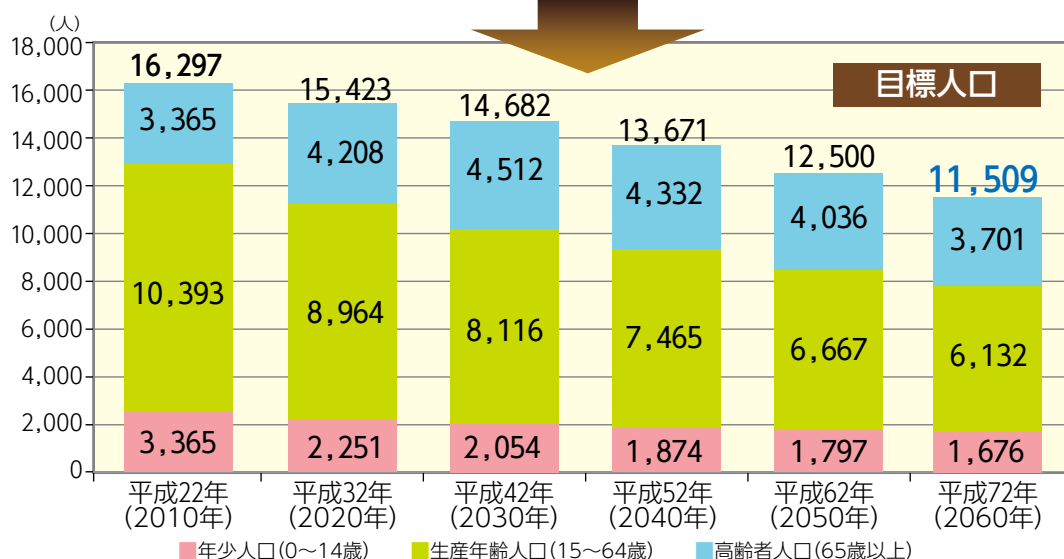
そこで、人口減少問題を発端とする様々な問題へ対応するため、「別海町人口ビジョン」及び「別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

「別海町人口ビジョン」は、平成72年（2060年）までの人口の推移を予測し、各種の施策を実施することによって人口減少を抑制するための指針として、中長期的な目標人口を定めています。



平成72年までの推計によると、このままでは…

10,000人以下に!!



様々な人口減少対策によって……

11,500人以上を確保!!

人口減少を抑制するために必要なこと

①出生数の増加

子育て世代の増加と出生率の向上

②転入の促進

交流人口の増加、移住促進、新規就農者増加など

③転出の抑制

雇用の確保、求職と求人のミスマッチ解消など

「別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、「別海町人口ビジョン」を踏まえ、「第6次別海町総合計画」との整合性を図りながら、平成27年度から平成31年度までの5カ年間で戦略期間として策定しました。

産業の持続的発展、観光振興、子育て環境の整備、安心安全な地域づくりをテーマとした4つの大きな基本目標を掲げ、それぞれに設定された数値目標やKPI（重要業績評価指標）を達成することを足がかりとして、人口減少に歯止めをかけ、地域社会の持続と発展を目指した取り組みを推進します。

別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略

基本目標と基本的方向

基本目標Ⅰ

町の産業を担う次世代へ安定した雇用を創出する

基本的方向

- 基幹産業である酪農業、水産業等の持続的発展
 - 別海町バイオマスタウン構想及び別海町バイオマス産業都市構想の推進
- 数値目標 新規就農者数 5年間で15件
新規起業件数 5年間で15件

具体的な施策と重要業績評価指標

●新規就業者、担い手支援

KPI：新規就農者定着率 95% など

●産業の競争力強化

KPI：べつかいブランド開発商品数 5年間で3個

●若者人材の育成と定着の取組

KPI：別海高等学校普通科学級数 5年後に3学級

●女性の再チャレンジ支援

KPI：介護職員確保数 5年間で25人 など

●環境、エネルギーを活用したまちづくり

KPI：肥培施設に係る太陽光発電施設整備 5年間で70基

基本目標Ⅱ

魅力あふれる地域資源、地域特性を活かした新しいひとの流れを創造する

基本的方向

- 自然豊かな観光資源を活かした、交流人口の拡大
 - 移住を希望する方への支援体制の構築による移住者の増加
- 数値目標 観光客入込数 5年後に年間333,000人
テレワーク関係移住・定住者 5年間で15人

●滞在型・通年型観光推進メニューの強化

KPI：冬季の観光入込客数 5年後に14,300人

●観光・交流施設の整備促進

KPI：観光客宿泊客数 5年後に47,000人

●テレワーク環境の整備

KPI：テレワークを実施した企業数 5年間で40社 など

●移住情報の提供体制整備

KPI：総合型情報サイトアクセス数 5年間で100,000件

●テレワーク等を活用した雇用創出につながる活動促進

KPI：セミナー・シンポジウムの参加者 年間300人

基本目標Ⅲ

若い世代が安心して結婚、妊娠、子育てできるようにする

基本的方向

- 家庭や地域、学校が協力、連携して子育てする環境実現
 - 結婚や出産を望む住民が希望をかなえられる環境づくり
 - 地域の特性を活かした特色ある教育の推進
- 数値目標 出生数 5年後に年間146人
合計特殊出生率 5年後に1.90

●結婚、出産への支援の充実

KPI：妊娠・出産・育児に関する相談件数 年間530件

●子育て環境の整備

KPI：放課後児童クラブ利用者 年間22,000人

●特色ある教育による生き抜く力の向上

KPI：全国学力テスト点数 5年間で全科目全国平均以上

基本目標Ⅳ

時代にあった地域を作り、安心なくらしを守る

基本的方向

- 広い町内のそれぞれの地域で安心して暮らすために必要なサービスの提供
 - 住民自ら防災等の取組を担うための施策推進
- 数値目標 社会増減数 5年後に年間マイナス68人以下

●医療、介護や公共交通及びコミュニケーション手段の確保

KPI：高齢者施策満足度 5年後に40%

●防災など暮らしの安全・安心確保

KPI：災害対処訓練実施回数 5年間で5回 など

●別海市街地の活性化

KPI：市街地の空き店舗活用数 5年間で4店舗 など

●効率的・複合的な施設整備と地域活性化

KPI：中心市街地の公共施設利用者数 年間 60,000人

「別海町人口ビジョン」「別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、役場2階総合政策課窓口及び各支所、各連絡事務所又はホームページで閲覧できます。

■問合せ／総合政策課企画振興担当
(内線2213・2214)

長寿90歳 おめでとう

※承諾された方のみ写真及び
氏名を掲載しています

町内在住で90歳を迎える方を祝う「別海町長寿賞」が、磯田チエさん（大正15年1月21日・別海）、松田嘉三さん（大正15年2月13日・上風連）、五月女良助さん（大正15年2月24日・別海）、臼杵信子さん（大正15年3月2日・別海）、片岡トモさん（大正15年3月3日・上春別）、山崎哲雄さん（大正15年3月4日・西春別）、船戸スミ子さん（大正15年3月6日・中春別）に贈られました。



磯田 チエさん
(別海)



松田 嘉三さん
(上風連)



五月女良助さん
(別海)



臼杵 信子さん
(別海)



片岡 トモさん
(上春別)



山崎 哲雄さん
(西春別)



4Hクラブ優秀賞受賞

2/15

別海町4Hクラブ連絡協議会（広沼力也会長）のメンバーが、1月28日から札幌市で開催された平成27年度北海道青年農業者会議の地域活動部門において優秀賞に輝き、町長に大会での受賞を報告しました。

メンバーは、これからも地域に貢献できる活動を展開していきたいと抱負を語りました。

第41回 別海町消費者大会

2/16

標記大会が中央公民館で開催され、「守ろうよ、みんなを～消費者の安全・安心～」をテーマに、マイナンバー制度やバイオガス発電に関する講演会、消費生活展、フリーマーケットなどが行われました。

また、町内の小学生を対象に募集した第10回牛乳パッケージイメージデザインコンクールも併せて行われ、183点の作品の中から来場者による投票の結果、6点の入賞作品が選ばれました。



入賞者



上風連小1年
尾山 紗那



上春別小2年
金川 柚葉



上春別小3年
石井 優衣



中央小4年
高橋 来明



上春別小5年
内田 健太



上春別小6年
水足 憲明

2/25

管内教育の充実や発展に貢献した学校や個人を表彰する「根室管内教育実践表彰」の授与式が、役場で行われました。

学校教育分野 別海中央小学校

校内研修の充実や学校規律の徹底など、学校力向上の取り組みを推進し、その成果を地域に発信するなど、管内教育の充実に寄与しました。

また、北海道教育実践表彰も受賞しています。

社会教育分野 川村俊也さん、福原義親さん

管内郷土資料のデジタル化を行い、貴重な資料を復刻させる等、文化財の保存と活用に貢献されました。



2/19

永年にわたり国勢調査に従事した調査員等を表彰する「国勢調査統計局長表彰」の伝達式が、役場で行われました。本町からは10名の方が表彰され、町長から出席者に感謝状が伝達されました。

栄誉を祝して

2/26

町農業委員会の前会長で、現在も委員として活動している松田寅義さんが、平成27年度北海道産業貢献賞（農業関係功労者）を受賞されました。

松田さんは平成11年から農業委員を務め、また、平成20年から26年まで会長に就任し、地域農業の振興に貢献されてきました。この間、担い手への利用集積や農地集団化事業の推進、農業者年金の普及などに尽力するなど、精力的な活動に携わりました。



かるた大会で大活躍

2/11・21 3/6

各下の句かるた大会が開催され、本町の選手が優勝するなど素晴らしい結果を残しました。

また、2月26日には全道大会に出場した選手が町長と教育長を訪れ、結果の報告をしました。



■ 2月11日 第40回別海町 少年少女 下の句かるた大会

小学生低学年の部	優勝	竜神の吹雪
中学年の部	優勝	竜神の鷹
高学年の部	優勝	白銀の龍
中学生の部	優勝	龍神の翼

準優勝	竜神の波
準優勝	竜神の隼
準優勝	竜神の翔
準優勝	竜神の暁

■ 2月21日 第19回北海道 子どもかるた大会

小学生の部	優勝	白銀の龍	安達	那生、齋藤	彩芽、酒井	優穂、外川	歩祈、木村	華梨
	準優勝	竜神の翔	井上	陽菜、加藤	倅梅、齊藤	思羽、齊藤	千鶴、大隅	凧子
中学生の部	優勝	龍神の翼	外川	桃寧、秋山真里奈、富崎	脩斗、安達	真矢、富崎	琢斗	

準優勝	竜神の吹雪
準優勝	中央の龍
準優勝	竜神の翔

■ 3月6日 第28回根室管内 小中学生 下の句カルタ大会

小学校低学年の部	優勝	竜神の波
中学年の部	優勝	竜神の鷹
高学年の部	優勝	白銀の龍
中学生の部	優勝	龍神の翼

準優勝	竜神の吹雪
準優勝	中央の龍
準優勝	竜神の翔

野付半島災害時避難施設が完成しました



平成27年7月から建設工事を進めていた野付半島災害時避難施設が、2月29日(月)に完成しました。

当施設は、津波等の災害から漁業従事者や野付半島へ観光に来られた方を守るために建設されましたが、平常時は通路を展望スペースとして開放しています。北方領土やトドワラを望むことができますので、観光等にご活用ください。

なお、避難スペースについては、緊急時以外、立入禁止としていますのでご注意ください。

既存住宅の耐震診断・耐震改修のすすめ

住宅のリフォーム等にあわせて耐震改修をしませんか

近年は日本各地で大規模な地震が頻発しており、本町でもいつ地震が発生してもおかしくない状況にあります。

町では、町民の安全、安心を確保するために、**既存住宅の耐震改修費用の一部を補助する制度**を設けています。ぜひ、ご活用ください。



1 対象住宅

- ①所有者自ら居住している住宅
- ②昭和56年5月31日以前に着工した住宅で、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0に満たない住宅

2 注意事項など

昭和56年6月以降は建築基準法が改正され、耐震基準が強化されています。

根室振興局建設指導課で無料耐震診断を行っています。診断には、建物図面が必要です。

4 問合せ

補助制度について 防災交通担当 (内線2116)

耐震診断について 根室振興局産業振興部建設指導課 TEL 0153-23-6832

3 補助額

耐震改修工事費	補助額
20万円未満	その費用の額
20万円以上、200万円以下	20万円
200万円を超え、300万円以下	工事費の10%
300万円を超える額	30万円

春の全国交通安全運動

4月6日(水)から15日(金)の10日間に渡り、春の全国交通安全運動が展開されます。

以下の重点項目と自転車安全利用五則をしっかりと理解し、安全安心のまち別海を目指しましょう。

4月10日(日)は、交通事故死ゼロを目指す日として設定されています。

重点項目

- 1 子どもと高齢者の交通事故防止
- 2 自転車の安全利用の推進
(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)
- 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用
- 4 飲酒運転の根絶



自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転、二人乗り、並進は禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



問合せ／防災交通担当 (内線2116・2117)

べつかい協働のまちづくり補助金

町では、より良いまちを目指し活動する団体を支援することを目的に「べつかい協働のまちづくり補助金（公募型・一般型）」を設けています。詳しい内容については、町ホームページ、役場総合政策課、各支所、各連絡事務所等に設置された募集要項をご覧ください。

なお、一部応募期間が限られているものがありますので、ご注意願います。

受付期間 4月1日(金)から

対象となる事業の確認や不明な点等があれば、下記担当までお早めにご相談ください。

問合せ／まちづくり推進担当
(内線2215・2216)

平成27年国勢調査人口速報集計結果

平成27年国勢調査にご協力いただき、ありがとうございました。

本町の人口及び世帯数の速報値が発表されましたので、お知らせします。

なお、確定値については10月以降、その他の項目についても6月以降に順次公表される予定です。詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

		平成27年	平成22年	増減数 (%)
人口	総数	15,286	15,855	△569 (△3.6%)
	男性	7,691	7,883	△192 (△2.4%)
	女性	7,595	7,972	△377 (△4.7%)
世帯数		5,993	5,862	131 (2.2%)

■総務省統計局 <http://www.stat.go.jp/>

問合せ／地域政策担当 (内線2212・2218)

◆ふるさと納税(別海町ふるさと応援制度)について◆

本町では、「ふるさと納税」によりいただいたご寄付を、「ふるさと別海」の発展のため、各種事業に活用する目的から「別海町ふるさと応援制度」を設けています。

このたび、「ふるさと納税」をしていただいた町外の個人又は団体の方に対し、感謝の意を表すため謝礼品の送付を開始することとしました。

これからも皆さんの想いを形にするため「ふるさと納税（別海町ふるさと応援制度）」のより一層の推進をしていきます。

■対象者 別海町ふるさと寄附条例に基づき、ご寄付をいただいた町外の個人又は団体

■開始日 4月1日(金)

■寄付金額 1万円以上（1口5千円×2口以上）

■謝礼品

①特産品 次の謝礼品の中からお選びいただいたものを贈呈します。

(1)べつかい乳製品セット

(2)べつかいのアイスクリーム屋さんセット

②広報「べつかい」 ご寄付をいただいた次月から1年間送付します。



問合せ／企画振興担当 (2213・2214)

町税の納め忘れにご注意ください

平成27年度の町道民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の各納期は、全て終了しました。

口座振替の設定を行っている方でも、残高不足などの理由で振替えができないまま未納になっている場合があります。

今一度、領収書類等をご確認の上、不明な点や未納と思われる税目がありましたら下記担当へご連絡ください。

**督促・催告を無視し続けると、
調査や差押の対象となります**

税務課から

昨年度の債権調査と 差押件数

■債権の調査 2,388件

■債権の差押 228件

(平成28年2月末現在)

問合せ／収納対策担当 (内線1115・1116)

FAX 75-2773

春の火災予防運動

4月20日(水)から4月30日(土)まで

春は、空気が乾燥し、風が強く吹くなど、小さな火元から火災になることが多い季節です。

例年この時期には、タバコの投げ捨てや野焼き（ごみ焼き）による火災が発生していますので、火の取扱いには十分注意してください。

住宅防火点検を実施します

運動期間中、消防団員（身分証携帯）による住宅の防火点検を実施します。対象は、農家地区及び別海川上町の一部です。

防火点検では、家畜伝染病予防のため使用する車両などの消毒を行いながら点検を実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。

■点検内容 煙突の設置状況、ホームタンク設置状況、ガスボンベ設置状況 など

平成28年度 危険物取扱者・消防設備士試験日程表

※書面申請のほか、振込手数料のかからないインターネットからの受験申請（電子申請）がご利用できます。
詳しくは財消防試験研究センターのホームページをご覧ください。

危険物取扱者試験

試験日		受験願書の受付期間		試験の種類	試験地 (近隣市町村のみ掲載)
		書面申請	電子申請		
第1回	5月29日(日)	4月10日～4月17日	4月13日～4月20日	甲種 乙種 (第1～6類) 丙種	釧路市 他6市
				乙種 (第1～6類) 丙種	根室市 他11市町
第2回	8月21日(日)	7月8日～7月16日	7月11日～7月19日	甲種 乙種 (第1～6類) 丙種	釧路市 他6市
第3回	10月30日(日)	9月13日～9月24日	9月16日～9月27日	甲種 乙種 (第1～6類) 丙種	釧路市 他6市
				乙種 (第1～6類) 丙種	中標津町 他12市町
第4回	11月13日(日)	9月13日～9月24日	9月16日～9月27日	甲種 乙種 (第1～6類) 丙種	札幌市
第5回	平成29年 1月29日(日)	平成28年 12月6日～12月16日	平成28年 12月9日～12月19日	甲種 乙種 (第1～6類) 丙種	釧路市 他6市
第6回	平成29年 3月25日(土)	平成29年 2月14日～2月21日	平成29年 2月17日～2月24日	乙種 (第4類) 丙種	札幌市

消防設備士試験

試験日		受験願書の受付期間		試験の種類	試験地 (近隣市町村のみ掲載)
		書面申請	電子申請		
第1回	5月29日(日)	4月10日～4月17日	4月13日～4月20日	甲種 (特類) 甲種 (第1～5類) 乙種 (第1～7類)	釧路市 他6市
第2回	8月21日(日)	7月8日～7月16日	7月11日～7月19日	甲種 (第1～5類) 乙種 (第1～7類)	釧路市 他6市
第3回	10月30日(日)	9月13日～9月24日	9月16日～9月27日	甲種 (特類) 甲種 (第1～5類) 乙種 (第1～7類)	釧路市 他6市
				甲種 (特類) 甲種 (第1～5類) 乙種 (第1～7類)	札幌市
第5回	平成29年 1月29日(日)	平成28年 12月6日～12月16日	平成28年 12月9日～12月19日	甲種 (第1～5類) 乙種 (第1～7類)	釧路市 他6市
第6回	平成29年 3月25日(土)	平成29年 2月14日～2月21日	平成29年 2月17日～2月24日	乙種 (第4・6・7類)	札幌市

受験願書交付及び問合せ先／別海消防署予防課 TEL0153-75-2200

ファミリー・サポート・センター事業開始のお知らせ

■会 員 要 件

- 利用会員** ・町内在住または町内に通勤している方
 ・生後3カ月以上の子どもを育児している方
 ※仕事をしていない方も会員登録することができます。
- 協力会員** ・健康で積極的に活動できる20歳以上の方
 ※協力会員は、会員登録後、子育てに関する知識を学ぶ講習会への参加が必要です。講習会の詳細については、登録後にお知らせします。
- 両方会員** ・利用会員と協力会員を兼ねる
- 申 込 方 法** 印鑑、申請者の顔写真(縦4cm×横3cm)を準備し、下記担当又は各支所までお越しください。
- 活動の内容** ・認定こども園、へき地保育園、小学校等(以下「保育園等」という。)の開始時間前又は終了時間後に子どもを預かること
 ・保育園等の送迎を行うこと
 ・その他、利用会員の仕事と育児の両立のために必要な援助を行うこと

■1時間の利用料

平	日	土曜、日曜、祝日、12月29日から翌年1月3日
午前7時～午後7時	左記以外の時間	午前7時～午後10時
700円	800円	1,000円

問合せ／こども・子育て担当(内線1313)

福祉入浴券 申請受付について

町内に住所を有し、在宅している方を対象に福祉入浴券の申請を受け付けています。

■年間助成枚数

1人6枚
 ただし、10月以降に申請された方は3枚となります。



■対象者

- ①満65歳以上の高齢者
- ②身体障害者手帳1から3級の所持者
- ③療育手帳所持者
- ④精神障害者保健福祉手帳所持者

問合せ／社会・障がい福祉担当(内線1312)

福祉牛乳の支給申請について

福祉牛乳の対象者は下記のとおりとなっています。受給を希望される方は、福祉課又は最寄りの支所・連絡事務所で申請してください。

なお、**現在受給している方の申請手続きは不要です。**

■対象者

- ①高齢者：満70歳以上の方
- ②妊産婦
 妊婦：妊娠6ヶ月に入った月初めから出産した日まで
 産婦：出産した日の翌日から1年間
- ③幼児：満1歳になった日から義務教育開始前の3月末まで
- ④身体障がい者(児)：3級以上の手帳所持者
- ⑤療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者
- ⑥生活保護世帯：生活保護廃止となった月の末日まで
- ⑦ひとり親世帯：母親又は父親と義務教育終了前の児童

問合せ／社会・障がい福祉担当(内線1312)

「障害者差別解消法」が 施行されました

ら共生する社会の実現につなげていくことを目的とし、行政機関や民間事業者の障がいがある人に対する「障がいを理由とする差別」をなくすために制定されました。

法の規定では、行政機関や民間事業者による障がいを理由とする不当な差別的取扱いや、合理的配慮の不提供が禁止されており、障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、その負担が過重でないときには合理的配慮を提供しなければならないと定められています。

なお、民間事業所における合理的配慮の提供は、努力義務となります。

つきましては、障がいによる配慮が必要な方は、各行政機関、民間事業者に相談してください。

また、不当な差別的取扱いや、合理的配慮の不提供等に関する相談は、下記担当までご連絡ください。

問合せ／社会・障がい福祉担当(内線1311)

国保だより

第86号

今回は広報で

国保をやめる時は必ず届出をしてください

右記に該当される方は、届出が必要です。

なお、学生が他の自治体へ転出したときは、特例が認められています。

詳細はお問合せください。

届出には「マイナンバー」が必要です。

- 他の市区町村へ転出したとき
- 職場の健康保険などに加入したとき
- 生活保護を受けるとき
- 死亡したとき
- 一定の障害があると認定された65歳以上の方が後期高齢者医療制度に加入したとき

**保険証は
1人に
1枚です。**

本町から転出された場合は、学生の特例を除き、別海町国保の保険証は使えません。
また、職場等から保険証が交付された場合も、国保の保険証は使えません。
誤って使用してしまった場合、国保が負担した医療費を返納していただくことになります。

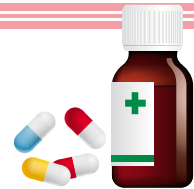
ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間が過ぎてから作られた薬です。
新薬と同じ有効成分で、研究開発コストが少ないため、新薬よりも安価で設定されてるものがあります。

利用については、医師や薬剤師にご相談ください。

新薬をジェネリック医薬品に変更しても、自己負担額があまり変わらない場合もあります。

問合せ／国民健康保険担当（内線1215～1217）



国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者のみなさまへ

4月1日から、入院時の食事療養標準負担額（食事代）が一部変わります。

- 住民税課税世帯の方 平成28年4月1日からは、1食につき260円から360円へ変更
平成30年4月1日からは、1食につき360円から460円へ変更

- 都道府県の発行する指定難病の医療受給者証をお持ちの方

1食につき260円で据え置き

注意事項 指定難病の方は、都道府県の発行する医療受給者証を医療機関へご提示ください。

指定難病の医療受給者証については、中標津保健所へお問合せください。



問合せ

国民健康保険担当（内線1215～1217）
後期高齢者・医療給付担当（内線1241・1242）

北海道後期高齢者医療広域連合
TEL 011-290-5601

野犬 掃とうの お知らせ



町では、狂犬病予防及び町民、家畜への被害防止のため、「狂犬病予防法」と「別海町畜犬及び野犬掃とう条例」に基づき、今年度も野犬掃とうを行います。

畜犬をけい留せずに飼育することは、野犬掃とう用務の妨げになるだけでなく、新たな野犬を発生させます。愛犬を守るためにも、けい留の徹底をお願いいたします。

「別海町畜犬取締及び野犬掃とう条例」にて、けい留を離れた犬は**飼犬であっても、人又は家畜の被害防止のために緊急を要する場合には、掃とうできること**となっています。

問合せ／町民生活担当（内線1213）



別海町ごみの減量化大作戦! その17

広報3月号でもお知らせしたとおり、「きれいな古繊維」と「家庭の枝・木くず」について、**5月1日**からごみステーションでの分別収集を開始しますが、さらに、「使えるくつ・かばん」と「テレビ以外の小型家電」を収集します。

現在、「くつ・かばん」はもえるごみ、「テレビ以外の小型家電」は町内の拠点回収ボックスで回収していますが、ごみステーションからの無料収集となります。

家庭ごみのリサイクル率30%を目指して、皆さんのご協力をお願いします。

	収集日	収集対象	収集対象外
使えるくつ・かばん	カン、ビン ペットボトルの 収集日と同じ日	破損や汚れがないきれいなスニーカー、長靴、革靴、ショルダーバック、ランドセル、リュック、スーツケース、財布など	下駄、草履、スキーブーツ、スケート靴、破損している物、汚れた物
テレビ以外の小型家電	もえないごみ、粗大ごみの 収集日と同じ日	高さ30cm×幅30cm×奥行40cm以内の使用済み小型家電でテレビ以外のもの 携帯電話、パソコン、炊飯器、リモコン、加湿器など	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・乾燥機の家電 リサイクル4品目、ルールサイズのサイズを超えた大きさの家電

注意事項

■使えるくつ・かばん

- 1 透明又は半透明の中身の見える袋に「くつ」又は「かばん」とマジックで書いて出してください。
- 2 収集したものは、海外で再利用されます。収集できないものは、混ぜないでください。

■テレビ以外の小型家電

- 1 透明又は半透明の中身の見える袋に「こがた」とマジックで書いて出してください。
- 2 個人情報が含まれるものは、あらかじめ消去してから排出してください。
- 3 排出する際は、乾電池、バッテリーは外してください。(分解、解体が必要なものは除く。)
- 4 CD、DVD、ビデオテープなどの記録媒体、掃除機のホースは、もえないごみの青い指定容器に入れてください。
- 5 箱などの梱包材は、分別して排出してください。
- 6 今ある拠点回収ボックスは、当面の間、設置を続けますが、撤去を予定しています。撤去する時期については、後日お知らせします。

「きれいな古繊維」と「家庭の枝・木くず」も**5月1日**からごみステーションでの無料収集となります。詳しくは、広報3月号又は町ホームページをご確認ください。

4月は引越しシーズンです

4月は、引越しなどで沢山のごみが出るのが予想されます。大量にごみが出た場合、ごみステーションに出してしまうと他のごみを入れるスペースがなくなり、近隣の方への迷惑になります。

一度に大量のごみが出る場合は、ごみ処理場へ直接持ち込むか、許可業者へ依頼するようお願いします。分別等の不明点は、下記担当へお問合せください。

「ごみ出し辞典」「ごみ出しルール」は町民課、各支所窓口で配布しています。

ごみの分別に関する出前講座も行っています。

学校、町内会など各種団体を対象に、ごみの分別等に関する出前講座を行っています。希望される団体は、今月号の27ページをご覧ください。下記担当までお問合せください。

問合せ／町民生活担当（内線1211～1213）

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

くみ取りが必要な方は、くみ取り月の**前月20日**までに、町民課、各支所、各連絡事務所又は渡邊清掃株式会社までお申込みください。

また、事前に必ず別海町収入証紙（し尿処理専用）を用意してください。

■**申込方法** 町民課、各支所、各連絡事務所で配布している「し尿と家庭廃水のくみ取り予定表」を参照してください。

■**5月のくみ取り地区** 別海、本別海、走古丹、中春別、豊原、美原、尾岱沼、床丹
4月20日までに申込みください。

■**渡邊清掃株式会社** 電話75-2861 フリーダイヤル0120-57-9310 携帯からはフリーダイヤルにつながりません。
問合せ／町民生活担当（内線1211～1213）



いきいき元気あっぷ 健康体操教室日程

9:45～受付 10:00～11:30体操教室

	中央公民館	東公民館	西春別 ふれあい センター
4月	14日(木)	12日(火)	19日(火)
5月	12日(木)	10日(火)	17日(火)

※会場の都合や天候により予定を変更することがあります。

地域包括支援センターから

高齢となっても健康寿命を延ばし地域でいきいきとした生活が送れることを目標として、月1回、運動指導や健康維持に関する教室を開いています。

参加
対象者

- ①65歳以上の方。体力、気力の低下が気になる方。
- ②誰かと一緒に運動したり、健康寿命を延ばす活動をしてみたい方(64歳以下でも可)。
- ③介護認定を受けていない方。



※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方は事前に主治医への確認をお願いします。

参加費無料

地域包括支援センターは、高齢者の介護や生活の困りごとの総合相談窓口です

■申込み・問合せ／TEL79-5500（直通） 別海町役場 1階福祉部内

農政課から

別海町農業・農村振興計画に関する アンケート調査結果について

現状の課題や将来展望を把握することを目的として、町民アンケート調査を実施しました。

このたび、集計結果がまとまりましたので公表します。

皆さんから寄せられた率直な声を真摯に受け止め、農業関係団体と協議しながら、今後の農業と農村振興策を検討します。

■町ホームページ内 アンケート調査集計結果 <http://betsukai.jp/blog/0001/index.php?ID=2713>

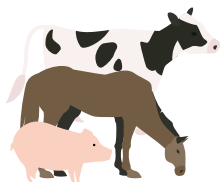
問合せ／農業政策担当（内線1411）

定期種畜検査のお知らせ

独立行政法人家畜改良センターが実施する牛、馬、豚の定期種畜検査は、8月24日(水)、25日(木)に行われる予定です。

検査を実施するにあたり、**6月下旬に予定している衛生検査を受検する必要があります**ので、希望される方は下記までお問合せください。

申込み・問合せ／農政課酪農畜産担当
(内線1417)



家畜排せつ物の 適正管理をお願いします

春先は、融雪とともに家畜ふん尿やれき汁が河川に流出する危険性が高くなります。堆肥舎、尿溜、スラリーストアなどを自主点検し、適切な家畜排せつ物の管理をお願いします。

問合せ／酪農畜産担当（内線1416）

水沼徳一郎基金奨励金について

町では、標記奨励金の交付推薦を募集しています。

奨励金は、元北海道議員である故 水沼徳一郎氏の生前の偉業をしのび、町内の農林業、水産業、商工業等の振興を図るために設置された基金から交付されます。

奨励金や推薦方法の詳細は、下記までお問合せください。

問合せ／酪農畜産担当（内線1417）

ヒグマに注意!



4月1日(金)から5月31日(火)は、 春の「ヒグマ注意特別期間」です

春先は森林内で親子グマの出没が多くなり、5月以降は小グマが人里付近へ現れることも想定されます。

山菜採りなどで野山に入るときは、複数行動を心がけ、音を立てて存在を周知することや、見張りの徹底、薄暮時を避けるなど、ヒグマに対する注意をお願いします。

町内のヒグマ出没情報については、町ホームページの地域安全情報システム「まもメール」内「ヒグマの出没情報」でも確認できます。

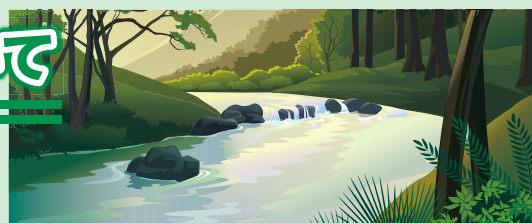
また、クマに遭遇したり、足跡などの痕跡を見つけた場合は、下記担当へご連絡ください。

昨年度の町内目撃情報

53件

■町ホームページ <http://betsukai.jp/mapgs2/>
問合せ／みどり担当（内線1611～1613）

清流保全活動の補助金について



町では、平成20年度から別海町清流保全基金条例を設け、町民が行う豊かで清らかな川づくりなど、河川環境保全活動に要する経費の一部を補助しています。

今回、平成28年度内に河川環境保全に係る事業を実施する団体等を次のとおり募集します。

詳細については、下記担当までお問合せください。

■補助金対象経費 河川植樹等の事業に係る経費、河川及び河川敷地の清掃に係る経費、河川環境保全に係る講演の経費

■補助率 2分の1以内 上限30万円

■募集期間 4月1日(金)から4月30日(土)

募集期間内において、補助上限額に達しない場合は、随時受付とします。

問合せ／みどり担当（内線1611～1613）

造林事業 補助制度に ついて

森林は、林産物の生産、土砂災害の防止、生態系の保全や地球温暖化防止など日々の暮らしに欠かせない働きを持っています。

道と町では、森林の育成を図るため、造林や草刈り、枝払い、間伐などの経費の一部を補助する事業を実施しています。私有林の整備等を考えている方は、ぜひご活用ください。

なお、事業内容や補助金額については、各種条件によって異なりますので、詳細は下記までお問合せください。

	道の事業	町の事業	
事業名	森林環境保全整備事業	未来につなぐ 森づくり推進事業	環境保全緑化事業
補助対象要件	1 施工地につき 0.1ha 以上の面積 が必要です。	左記の「森林環境保全整備事業」で個人負担となる 経費に対して補助します。	
補助対象内容	造林や草刈り、 枝払い、間伐など	造林のみ	造林、下刈り、 殺そ剤散布

問合せ／みどり担当（内線1611～1613） 根室振興局産業振興部林務課 TEL 0153-24-5639
別海町森林組合 TEL 0153-75-2016

平成28年度

合併処理浄化槽設置整備事業申込みについて

町では、海、河川、地下水の水質汚濁防止と生活環境の改善を図るために、下水道処理区域外にお住まいの方で、合併処理浄化槽を設置する方へ補助金を交付しております。希望される方は、交付条件等をご確認のうえ、本申込書を提出してください。

なお、**申込みは設置者本人**とします。

1 補助金交付条件

新築又は増改築に伴う浄化槽の設置、既存住宅への浄化槽の設置及び単独浄化槽からの切り替えが対象です。

■補助対象者

- ①町民で下水道処理区域外の住宅に合併処理浄化槽を設置する方で、平成29年2月28日までに確実に設置を完了できる方
 - ②町税等を滞納していない方
 - ③過去に本補助金の交付を受けていない方（世帯員含む）
 - ④法令に基づき、適正な維持管理をされる方（法定検査・保守点検・清掃等）
- ※法定検査受検拒否等、適正に維持管理をしていない場合には補助金返還の対象となります



■補助内容

合併処理浄化槽の設置に要する費用（浄化槽本体工事及び付属設備設置工事、放流管の延長20mまでの工事費）に対して以下の補助限度額に基づき補助を行います。

なお、費用が補助限度額に満たない場合は、実際にかかった費用を補助限度額とします。

■補助限度額 ※今後変更することもあります。

5人槽／1,050,000円 7人槽／1,270,000円 10人槽／1,590,000円

2 提出書類

申込書については、本面をコピーするか、町ホームページからダウンロードしてご用意ください。

提出書類②及び③については税務課、④については町民課にて取得できます。

- ①合併処理浄化槽設置設備事業申込書 ②完納証明書
- ③住宅平面図、既存住宅の場合は家屋名寄帳等などの住宅の面積がわかる書類
- ④設置する住宅の世帯全員の住民票

3 申込期間 4月1日(金)から5月2日(月)

4 その他

アパート、社宅等は補助金交付対象外です。

年度の予算は限られているため、申込みが多数の場合には5月中旬に抽選を行い、設置順位を決定します。

提出先・問合せ／事業・維持担当（内線4517）

平成28年度 合併処理浄化槽設置整備事業申込書

ふりがな					職 業	
氏 名	印					
住 所	(現住所)				電話番号／FAX	
	(設置先) 野付郡別海町					
該当区分 (○印を記入)	新築による設置	増改築による設置	既存住宅への設置	単独浄化槽の切替	井戸水の使用	
その他の 特記事項	工事期間予定					
	(着手) 平成 年 月 ～ (完了) 平成 年 月					
住宅の内容	住宅面積	トイレの数	台所の数	風呂の数		
	m ²	箇所	箇所	箇所		
家族の状況	現在の居住者数	人	将来の予定居住者数	人		
	居住者増減の理由					

浄化槽とは？

浄化槽とは、台所、トイレ、洗面所、風呂場など家庭から出る汚れた水をそれぞれの家庭できれいにする施設です。仕組みは下水道とほぼ同じで、下水道のない区域のための処理施設です。

浄化槽の中には、トイレの汚れた水だけをきれいにして、台所、洗面所、風呂場からの汚れた水は排水路や川にそのまま放流してしまう「単独処理浄化槽」（現在では設置禁止）というものもあります。

町では、くみ取り式トイレや単独処理浄化槽を使用しているご家庭に対し、自然環境への影響が少ない「合併処理浄化槽」の設置について、補助制度を設けるなど普及を進めています。

◆浄化槽の年間維持管理費等の目安

	初年度	2年目以降	維持管理費の内容
5 人 槽	60,187円	65,587円	検査手数料、保守点検料金、清掃代金、清掃時水道料金、 ブロア電気代、汚泥くみ取り料、消毒用薬剤料、その他 ※通常使用における平均的な目安ですので、使用状況等によって変動します。また汚泥くみ取り時に業者への立会いを依頼する場合には、左記の金額以外に料金が発生することがあります。
7 人 槽	66,636円	72,036円	
10 人 槽	81,390円	87,090円	

問合せ／事業・維持担当（内線4517）

水道等の使用に関するお知らせ

水道等の使用や料金の支払いについて、以下のとおりお知らせします。不明な点は、下記担当までお問合せください。

水道料金と下水道使用料の支払いについて

各料金は、納入通知書でのお支払いのほか、口座振替がご利用できます。口座振替は、コンビニエンスストアや金融機関等の窓口へ足を運ぶ必要がありませんので、ぜひご利用ください。

■口座振替の申込み方法

下記に記載されている金融機関の窓口へ、通帳と通帳の印鑑を持参の上、お申込みください。

■口座振替が利用できる金融機関と口座振替日

金融機関	口座振替日
大地みらい信用金庫本店・各支店、北海道労働金庫中標津支店、全国のゆうちょ銀行、北海道銀行	毎月23日
道東あさひ農業協同組合本所・各支所、中春別農業協同組合、計根別農業協同組合、標津町農業協同組合、別海漁業協同組合、野付漁業協同組合	毎月25日

※振替日が土曜日、日曜日、休日、祝日の場合は、翌営業日に振替となります。

■口座振替のご注意

毎月の振替日前に、必ず口座残高をご確認ください。
 3カ月間連続で残高不足による未納が続いた場合、以降の納入は納入通知書によりお支払いしていただきます。

使用者、所有者、用途の変更をする場合

次の変更を行う際は、届出が必要となります。下記担当又は各支所へご連絡ください。

- 住宅の入居又は退去により、水道、下水道を使用される方が変更になる場合
- 住宅の売買や所有者の死亡等によって、給水施設等の所有者を変更する場合
- 事業の開始や停止等により、利用する用途が変わる場合

水道メーター使用料について

退去等で1カ月以上にわたり水道を使用しない場合は、事前に休止の届出をすることでメーター使用料のみの請求となり、料金を軽減することができます。

また、水道を使用する予定のない施設を所有し、毎月メーター使用料のみをお支払いされている方は、給水装置等を撤去することで毎月のメーター使用料が不要となります。

詳しくは、下記担当又は指定給水装置工事事業者へご相談ください。

なお、届出書類及び指定業者については、町ホームページで確認することができます。

問合せ／管理担当（内線4513）

農業委員会組織、農地法改正などについて

農業委員会組織について

農業委員会等に関する法律改正によって、農業者による選挙制度は廃止となりました。

しかし、任期途中となる別海町農業委員は、任期満了の平成29年7月19日まで、原則として在任の農業委員で構成します。平成29年7月20日からは、町議会の同意を要件として町長が委員を任命する制度に移行します。

農地について

農業者は基より、非農業者が相続によって農地を持つことで、農地を「貸す・売る」などする場合は、法律でその土地のある農業委員会の許可が必要となります。地域の農業委員又は農業委員会事務局へご相談ください。

農業委員会だよりを発行します

法律改正により、地域の農業者、住民に対し農業委員会活動の「見える化」を徹底することが、義務化されました。町広報誌への記事掲載や「農業委員会だより」の発行準備に取りかかります。

農地等に関する問合せ／農業委員会事務局（内線1811・1814）

平成28年度 シーズン券の販売

今年度からカードのデザインが変わります。シーズン券は、開放時間内に随時購入できます。

施設名	開放期間	休館日	開放時間
体育館 町民 西春別	4/1～12/24 1/8～3/31	月曜日	平日：午前9時～午後10時 日曜、祝日：午前9時～午後5時
ファミリースポーツハウス (町民・西春別)	4/1～12/24 1/8～3/31	※月曜が祝日の場合は翌日	午前9時～午後10時
別海 西春別	4/1～11/23 4/1～11/23		午後1時～8時30分 ※7、8月は午前10時から開放 午後1時～8時 ※7、8月は午前10時から開放
温水プール 尾岱沼	5/1～10/23	月曜日	火、水、土、日曜日：午後1時から5時 木、金曜日：午後1時から8時まで ※7、8月は午前10時から開放 ※火、水、土、日曜日は、午後5時以降の夜間開放は行いません。

施設使用料

※障がい者手帳をお持ちの方は、「免除」となります。シーズン券が必要な方は、各販売所で購入するときに障がい者手帳をお持ちください。

施設名	シーズン券		一回券（午前、午後、夜間）	
	一般	65歳以上	一般	65歳以上
町民、西春別体育館共通	4,200円	2,100円	100円	50円
町民、西春別ファミリースポーツハウス共通				
別海、西春別、尾岱沼温水プール共通	6,300円	3,150円	310円	150円
別海、西春別、尾岱沼パークゴルフ共通	6,300円	3,150円	310円	150円

販売所

町民体育館、各温水プール

西春別温水プール休館日の時は、西公民館で1回券のみ販売。尾岱沼温水プール休館日の時は、支所で1回券のみ販売。

パークゴルフ場について

町民体育館及び西春別温水プールで4月26日(火)より販売を開始します。

町営パークゴルフ場、尾岱沼温水プールでは、オープン後に販売します。オープン予定は5月上旬です。

利用券は、発行した年度のみ有効です。

問合せ／総合スポーツセンター TEL75-2882

生涯学習
出前講座

ふれあいトーク宅配講座のお知らせ



町民の皆さんの「知りたい、学びたい」に応えるため、また、町民と行政が一体となった「まちづくり」を進めていくために「生涯学習出前講座」を開講しています。

行政に関する「制度や手続き、事業」などについて、担当職員が地域へ出向いてお話しします。詳細については、町ホームページをご覧ください。下記担当までお問合せください。

別海町民

10名以上のグループで、希望する日の**20日前まで**に、「講師派遣申請書」を提出してください。

受付／問合せ

別海町教育委員会
生涯学習課
生涯学習担当(内線3713)
FAX 75-0637

担当課

日時や内容等の調整、資料を作成し、出前講座の準備を進めます。

講座の
実施

【開催時間】原則平日の午前9時から午後9時までの間

【料金】無料

番号	講座メニュー	担当課	番号	講座メニュー	担当課
1	町議会の話	議 会 事 務 局	23	S T O P ! 悪徳商法	町 民 課
2	町の予算と決算について	財 政 課	24	食の安心・安全	町 民 課
3	自治基本条例ってなあに？	総 合 政 策 課	25	犬を飼うということ	町 民 課
4	なるほど納得！北方領土	総 合 政 策 課	26	生活習慣病撃退!! (※2)	保 健 課
5	マイナンバー制度について	総 合 政 策 課	27	子どもの肥満について	保 健 課
6	別海町のまちづくり	総 合 政 策 課	28	「うつ病」について	保 健 課
7	友好都市って？	総 合 政 策 課	29	漁業について	水産みどり課
8	広報「別海」	総 合 政 策 課	30	林業について	水産みどり課
9	税のはなし	税 務 課	31	酪農畜産について	農 政 課
10	介護保険制度について	介 護 支 援 課	32	バイオガス発電について	農 政 課
11	高齢者の在宅福祉サービス	介 護 支 援 課	33	別海町の観光紹介	商 工 観 光 課
12	障がいのある方への各種制度について	福 祉 課	34	中小企業振興について	商 工 観 光 課
13	体験に基づく障がい者理解について	福 祉 課	35	これからの住宅リフォーム	事 業 課
14	ドキュメンタリー映画「ちづる」上映会	福 祉 課	36	いまどきのエコ住宅	事 業 課
15	障害者差別解消法について	福 祉 課	37	下水道の整備	上 下 水 道 課
16	子育て支援と児童手当などの制度について	福 祉 課	38	安全な水が家庭に届くまで	上 下 水 道 課
17	介護予防のチェック体験版(※1)	地域包括支援センター	39	農業者年金ってなあに？	農 業 委 員 会
18	成年後見制度について	地域包括支援センター	40	救命手当ての基本	消 防 署
19	後期高齢者医療制度について	町 民 課	41	火災から命を守るために	消 防 署
20	戸籍と住民票・年金について	町 民 課	42	なるほど・ザ・べつかい(歴史系)	郷 土 資 料 館
21	医療制度について	町 民 課	43	なるほど・ザ・べつかい(自然系)	郷 土 資 料 館
22	リサイクル大作戦	町 民 課	44	別海町の文化財について	生 涯 学 習 課

※1、2については希望するテーマを選択いただきます。

【1の選択テーマ】①運動機能向上編 ②物忘れ予防編

【2の選択テーマ】①身体と病気のメカニズム

②お口の健康について ③食事について

講座の詳しい内容については、ホームページを
ご覧になるか、下記担当までお問合せください。
問合せ／生涯学習担当(内線3713)

学校応援ボランティアの募集

学校応援ボランティアとは、皆さんの持っている技術や経験を子どもたちに伝えることで、未来を担う子どもたちの教育を地域全体で応援していただくという取り組みです。

学校応援ボランティアとして協力していただける方は、下記までご連絡ください。

活動例

- 登下校時の安全指導（地域見回り隊）
 - 授業外部講師（自然観察、野外学習活動）
 - 読書活動支援（読み聞かせ、学校図書活動）
 - 課外活動支援（スケート、野球等）
 - 学校周辺環境整備（学校農園整備、花壇整備）
- 問合せ／生涯学習担当（内線3713）

ラジオ体操・みんなの体操講習会 参加者募集

ラジオ体操を活用した健康づくりをすすめるため、下記のとおり講習会を開催します。ぜひ、ご参加ください。

- 日 時 5月16日(月) 開場 午後1時
開始 午後1時30分
- 場 所 町民体育館
- 申込締切 5月9日(月)
- 参加資格 町内にお住まいの方
- 持物など 上履き、動きやすい服装
- 講師
青山 敏彦先生（NPO法人全国ラジオ体操連盟理事長）
田村 恵美先生（NPO法人全国ラジオ体操連盟指導委員）
問合せ・申込み／社会体育担当（内線3715）
FAX 75-0637 Eメール sports@betsukai.jp

昭和地区の文化財3件が 別海町歴史文化遺産に認定

昭和地区にある「西別稲荷神社本殿」、「西別稲荷神社牛皮太鼓」、「昭和小学校跡」を別海町歴史文化遺産に認定しました。



西別稲荷神社本殿と牛皮太鼓（左下）

別海町歴史文化遺産は、応募者や地域の人たちの思い入れや由来などを重視して、町の遺産として認定するものです。申請の受付は随時行っていますので、詳しくは下記までお問合せください。

❖西別稲荷神社本殿

明治29（1896）年に走古丹に創建され、明治44（1911）年に現在の昭和地区に移された歴史のある神社です。

❖西別稲荷神社牛皮太鼓

大正14（1925）年に岩手共牧進栄団より寄進された太鼓で、お祭りで長らく使用されてきました。短角牛を導入して初めの頃に入った牛が死んだため、その皮を使って太鼓が作られたと伝えられています。

❖昭和小学校跡

大正5年（1930）より昭和44（1969）年まで昭和小学校（昭和6年までは「西別尋常小学校」）が置かれていた場所で、現在は昭和地区会館の敷地となっています。

問合せ／文化財担当（内線3712）

スポーツセンターだより 競技力向上セミナー

コーディネーショントレーニングを学ぶ会in別海

現在、子どもたちの運動に対する好き嫌いの二極化が社会問題になっています。コーディネーショントレーニングとは、気軽に楽しみながら身体を動かすことのできる運動です。子どもだけでなく、高齢者の運動にも最適です。興味のある方は、ぜひお越しください。

- 日 時 4月29日(金・祝) 午後1時から午後5時
- 会 場 町民体育館
- 内 容 コーディネーショントレーニングの講義、実技
- 講 師 NPO法人JACOT公認講師
- 対 象 18歳以上の方
- 定 員 50名
- 締 切 4月22日(金)
- 参加料 別海町内在住の方1,000円、
町外在住の方2,000円
- 持ち物 運動ができる服装、上靴、飲み物、汗拭きタオル、筆記用具
- その他 保険加入等の対応は各自でお願いします。
申込みは、電話でご連絡ください。

問合せ・申込み 別海町総合スポーツセンター TEL 75-2882

歴史の道を歩く 江戸時代のノツケ! 野付通行屋・番屋跡遺跡を訪ねる



野付半島の春の息吹を感じながら、道内でも珍しい江戸時代の遺跡を訪ねます。ぜひ、ご参加ください。

- 日 時 4月24日(日) 午前9時30分から午後1時まで
- 場 所 野付半島 ※集合 野付半島ネイチャーセンター2階
- 講 師 別海町郷土資料館 主幹 石渡 一人
- 定 員 40名
- 申込み 4月22日(金)まで 電話、FAX又はメールにて氏名、電話番号をにご連絡ください。
- その他 長靴を必ず着用してください。草分け道や海岸を5kmほど歩きます。

4月の休館日 2日、3日、11日、16日、17日、25日、29日、30日

5月の休館日 1日、3～5日、7日、9日、15日、21日、23日、29日

問合せ／郷土資料館
TEL・FAX 75-0802
Eメール kyoudo@betsukai.jp

図書館は、誰でも無料で利用できます。

本を借りるときは、利用者カードが必要です。
利用者カードは即時発行します。

利用者カードについて、園児と児童は、幼稚園、学校で移動図書館車を利用するため、担任等が保管している場合があります。その場合は、お名前を確認することで本を借りることができます。

子どもの本、大きな活字の本、雑誌、洋書、実用書などさまざまなジャンルの本が約16万冊あります。当館にない本は、全国の図書館や大学図書館から借りてご利用いただけますので、遠慮なく窓口職員にお申しつけください。

図書館のご案内

■開館時間

午前10時から午後6時（日曜日は午後4時）

■休 館 日

月曜日（月曜日が国民の休日の場合は火曜日にも休館）
国民の休日、図書整理日（毎月最終木曜日）、特別図書整理日（蔵書点検）、年末年始

■貸出冊数と期間

1人10冊まで2週間以内（移動図書館車は5冊まで）
※雑誌の最新号・ビデオ・DVDは館内利用のみ。

■移動図書館車「はくちょう2世号」

絵本から一般書まで、約2,300冊の本を積んで、各地域や各学校、保育園、幼稚園を巡回しています。運行は5月10日(火)からを予定しています。詳細は、来月号でお知らせします。

■初めて本を借りる方

カウンターにお申込みください。利用者カードを発行します。

4月の休館日 4日、11日、18日、25日、28日（月末休館日）、29日

5月の休館日 2日～5日、9日、16日、23日、26日（月末休館日）、30日

問合せ／図書館 TEL 75-2266 FAX 75-0506 Eメール tosy@betsukai.jp

図書館から

第63回 古本市

皆さんから寄せられた本を安価で販売し、その収益から図書館に新刊が寄贈されます。

- と き 4月23日(土)（子ども読書の日）
午前10時から午後4時
- と ころ 図書館エントランスホール
- 主 催 読書サークル東雲

◆◆◆ミニ古本市開催します◆◆◆

- 期 間 4月24日(日)、26日(火)、27日(水)
午前10時から午後4時

古本の提供も随時受付けています。

飛び出す絵本展

- 期 間 4月24日(日)から5月15日(日)
- 場 所 図書館カウンター前

4月23日から5月12日の子どもの読書週間にあわせ、絵本を開くと場面が飛び出すポップアップ絵本を展示します。貸出しはできませんが、素晴らしい「しかけ絵本」をご覧ください。

小さい子のお話の時間

図書館職員が赤ちゃん絵本の読み聞かせや手遊びなどをします。

- 日時 15日、22日(金)
午前11時から11時15分
- 場所 図書館「お話のコーナー」
- 対象 0歳から3歳程度

休館中の返却は玄関横の返却ポストをご利用ください。

「伊勢志摩サミット」
開催に伴う警備強化に
ついて

5月26日から27日にかけて、第42回主要国首脳会議（伊勢志摩サミット）が開催されます。

北海道警察では、首脳会議や各関係会合の実施に伴い、空港や港、駅などの警戒警備を強化しています。警戒対応は会議終了まで行いますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、不審な人や車、物などを発見された場合は、警察へ通報してください。

■問合せ 中標津警察署
TEL 0153-72-0110

労働基準監督官
採用試験のお知らせ

平成28年度労働基準監督官採用試験の受付が始まります。受付期間等は、左記のとおりです。

■インターネット受付
4月1日(金)から4月13日(水)
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

go.jp/juken.html

■郵送又は持参による受付

4月1日(金)から4月4日(月)
通信日付印有効

北海道労働局総務部総務課
TEL 060-8566

札幌市北区北8条西2丁目
1番1 札幌第一合同庁舎
9階

■受検資格

1 昭和61年4月2日から平成7年4月1日生まれの者
2 平成7年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの

(1) 大学を卒業した者及び平成29年3月までに大学を卒業する見込みの者
(2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

■一次試験

5月29日(日)

■問合せ

北海道労働局
TEL 011-709-2311
(内線3511)
釧路労働基準監督署
TEL 0154-42-9711

北海道警察官採用試験
のお知らせ

北海道警察では、次のとおり警察官採用試験の受験者を募集しています。詳細は、お問合せください。

■受付期間

3月8日(火)から4月15日(金)
※電子申請による場合は、4月13日(水)午後5時30分まで

■試験日

5月8日(日)

■採用予定人員

男性A区分	145名程度
女性A区分	30名程度
男性B区分	65名程度
女性B区分	20名程度

■募集区分

男女共通	
B区分	A区分
高校在学中の方を除くA区分以外の方	短期大学を除く大学等を卒業した方 又は平成29年3月卒業見込みの方

■募集年齢

A、B区分ともに昭和59年

4月2日から平成11年4月1日までに生まれた方

■問合せ、願書配布

中標津警察署 警務課
TEL 0153-72-0110

■願書受付先

北海道警察本部 採用センター

中標津警察署（直接持ち込みのみ）

国税専門官募集

札幌国税局では、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして活躍する国税専門官を募集しています。試験の概要は次のとおりです。

■受験資格

(1) 昭和61年4月2日から平成7年4月1日生まれの者

(2) 平成7年4月2日以降生まれの者で大学を卒業したなど別に定める者

■申込受付期間

申込みはインターネットにより行ってください。

申込専用アドレス

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

4月1日(金)午前9時から4月13日(水)受信有効

■試験日程等

申込みページ内の受験案内を参照してください。

■問合せ

札幌国税局人事第2課採用担当

TEL 011-231-5011
(内線2315)

根室税務署総務課

TEL 0153-23-3261
(代表)

特殊詐欺被害に注意

道内では、特殊詐欺による被害が後を絶たない状況です。特殊詐欺は年齢を問わず、若い世代にはインターネット関連やギャンブル必勝法など、また、高齢者には医療費の還付などお金を取られるような内容を話し、ATMでお金を振り込ませたり、宅配便で現金を送付させる等の手口が横行しています。お金に関する電話連絡があった場合には一人で判断せず、周りの人に相談してから行動してください。特殊詐欺被害

道路工事のお知らせ

一般国道243号千歳橋架替工事を実施しています。

■工事期間

平成28年12月まで

■迂回路(仮橋、仮道)供用期間(予定)

平成28年11月まで

※車両幅2.5m以上、車両長さ12m以上の特殊車両は仮道、仮橋を通ることはできません。

※特殊車両は、迂回路として国道272号、道道根室中標津線等主要道路をご利用願います。

〈工事に関する問合せ〉 北海道開発局釧路開発建設部 中標津道路事務所
TEL0153-72-3221
別海町役場 建設水道部 事業課 計画調整担当
TEL0153-75-2111 (内線3214・3217)

大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解、ご協力の程よろしくお願いします。



を出さないよう日頃から心がけをお願いします。

消費者トラブルに注意しましょう

4月は、進学や就職などで新しい生活がスタートする時期です。賃貸住宅、新聞購読、携帯電話の買い替えなど新しい「契約」の機会も増えます。

特に、初めてひとり暮らしをする方は、しつこい訪問勧誘、街頭での勧誘、ネット広告など、慣れない生活への不安につけ込むような手口に狙われやすい時期でもあります。トラブルに巻き込まれないためにも、次の点に注意しま

尾岱沼駐在所移転のお知らせ

尾岱沼駐在所が、3月29日(火)に移転しました。

新住所は、**尾岱沼潮見町125番地**で、国道244号線に面した野付神社の隣です。

駐在所の電話番号に変更はなく、**0153-86-2151**です。



元気未来っ子

1歳6か月児

()内は保護者名
※希望された方を掲載しています。



一瀬 璃乃ちゃん
(将孝)



新濱 美朝ちゃん
(大淳)



中田 葉月ちゃん
(悟史)



金澤 美玲ちゃん
(亮太)



中野 目佳亮くん
(昌俊)



渡邊 ゆうなちゃん
(春子)



菅野 あいちゃん
(章人)

- 1 急かされても、慌てない
- 2 うまい話につられない
- 3 他の商品やサービスと比較しながら、よく考える
- 4 契約書類は全てよく読む
- 5 申込書、領収書、メールなど関係資料は保存する

■相談窓口

町民課町民生活担当
(内線1212)

困ったときや、不安に感じるときは、窓口へ相談してください。

別海町子育て支援センター「はみんぐ」

4月の予定



「はみんぐ」は、子育て中の親子の交流、子育てに関する情報、地域の子育て関連情報の提供の場として、いつでも気軽に利用できる施設です。
子育ての不安や悩みの相談（木曜日 予約制）も受け付けています。
スタッフが親身になってお話を聞きますので、お気軽にご連絡ください。

「はみんぐ」1週間のスケジュール

時間	曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
10:00～11:30		午前・午後 自由に遊べます	はみんぐひろば	赤ちゃんひろば	個別相談 (予約制)	ひよこはみんぐ
13:00～16:00		自由に遊べます	自由に遊べます	自由に遊べます	自由に遊べます	自由に遊べます

はみんぐセミナー

19日(火) 午前11時から
11時30分

4月は『童謡を楽しく歌いましょう』です。

奥田先生と一緒に、親子で楽しく童謡を歌いましょう。たくさんの参加をお待ちしています。

今月のこんにちは「はみんぐ」

西春別	14日(木) 10:00～11:30	西児童館	予約制
尾岱沼	21日(木) 10:00～11:30	東公民館	

お知らせ

4月1日(金)から4月5日(火)は午前、午後ともに自由遊びとなります。

問合せ／子育て支援センター「はみんぐ」 別海寿町1番地 中央児童館内
TEL・FAX 75-1828 Eメール hamingu@arens.or.jp

子育て支援センター及び児童館へのご意見、ご要望などがありましたら、児童館又は福祉課こども・子育て担当（内線 1313・1314）までお願いいたします。

母子健康センターからのお知らせ



★マタニティクラス

かわいい赤ちゃんを迎えるために、妊娠、出産について学ぶ教室を開きます。わからないこと、心配なこと、何でもご相談ください。たくさんの参加をお待ちしています。

対象 本町在住の妊婦さん

申込締切 各開催日の前日までに、ご連絡ください。
5回全てに参加できない場合、違う月への参加も可能です。

コース	内 容	担当者	開催日
第1課	お腹の中で育つ赤ちゃんの様子について 妊婦さんの生活と食事について	助産師 管理栄養士	4月13日(木)
第2課	妊娠中に必要な野菜の量について 妊娠中のお口のケア指導	管理栄養士 歯科衛生士	4月27日(木)
第3課	おっぱいのことについて 1歳になるまでの成長について	助産師	5月11日(木)
第4課	赤ちゃんをお風呂に入れてみよう 参加者による記念写真撮影	助産師	5月25日(木)
第5課	出産のおはなし (旧 出産教室)	助産師	5月18日(木)

★インファントマッサージ教室

オイルを使用したマッサージです。
お母さんと赤ちゃんの絆を深めます。

申込締切
4月15日

5月コース 全4回 5月6日、5月12日、5月19日、
5月26日

時 間 午前10時から11時30分頃まで

対 象 1歳未満のお子さんとお母さん
※夫婦での参加も出来ます。

料金1回 町内に住所のある方1,000円、
その他2,000円

★母子健康手帳の交付

病院で分娩予定日が確定し、母子健康手帳の交付を受けるよう言われた方は、交付日程を調整しますので、事前に電話連絡をお願いいたします。

また、手帳の交付にはマイナンバーの記載等が必要です。個人番号カードをお持ちの方は個人番号カードを、お持ちでない方は通知カードと運転免許証等の写真付きの身分証明になるものを持参してください。不明な点は、お問合せください。

母子健康センターでは、24時間電話相談を受け付けています。妊娠中から赤ちゃんのことなど困ったときは、いつでもご利用ください。

問合せ／母子健康センター TEL 75-2262 FAX 75-0337



保健センター からの お知らせ

4・5月の 母子保健 業務予定



月	日	曜日	予定内容	場 所	時 間
4月	12	火	乳 幼 児 相 談	尾 岱 沼 地 域 センター	10:00～11:00(受付)
	13	水	乳 幼 児 相 談	西春別ふれあいセンター	10:00～11:00(受付)
	14	木	乳 幼 児 相 談	町 民 保 健 センター	9:00～11:00(受付)
	19	火	離 乳 食 教 室	町 民 保 健 センター	10:30～12:00
	20	水	4 か 月 健 診	町 民 保 健 センター	12:50～13:00(受付)
	21	木	1 歳 6 か 月 児 健 診	町 民 保 健 センター	9:15～9:45(受付)
			3 歳 児 健 診	町 民 保 健 センター	13:00～13:30(受付)
			※午前11時に1歳6か月児健診、午後1時に3歳児健診を予定していますが、予定人数のばらつきにより、午前、午後の呼び出し時間が替わる場合があります。必ず3週間前に発送される案内をご確認ください。		
	22	金	フ ッ 素 塗 布	町 民 保 健 センター	9:30～11:30/13:00～15:30
	26	火	1歳3か月歯磨き教室	町 民 保 健 センター	10:00～11:30
5月	27	水	5 歳 児 相 談	町 民 保 健 センター	9:15～9:45(受付)
	11	水	乳 幼 児 相 談	西春別ふれあいセンター	10:00～11:00(受付)
	12	木	乳 幼 児 相 談	町 民 保 健 センター	9:00～11:00/13:00～14:00(受付)
	16	月	1歳3か月歯磨き教室	町 民 保 健 センター	10:00～11:30
	17	火	離 乳 食 教 室	町 民 保 健 センター	10:30～12:00
	18	水	4 か 月 健 診	町 民 保 健 センター	12:50～13:00(受付)
	19	木	1 歳 6 か 月 児 健 診	町 民 保 健 センター	9:15～9:45(受付)
			3 歳 児 健 診	町 民 保 健 センター	13:00～13:30(受付)
	26	木	フ ッ 素 塗 布	西春別ふれあいセンター	10:00～11:30
	27	金	フ ッ 素 塗 布	町 民 保 健 センター	9:30～11:30/13:00～15:30

- 4月の4か月健診対象者 対象者には個別に通知します ■ 4月の1歳6か月児健診対象者 平成26年9月生まれのお子さん
 ■ 4月の3歳児健診対象者 平成25年3月生まれのお子さん ■ 4月27日(金)の5歳児相談対象者 平成23年3月生まれのお子さん

こころの健康相談

町民保健センターでは、
町民を対象に、臨床心理士による
「こころの健康相談」
を行っています。

4月予定 (予約が必要です。)

7日(木) 13:00～17:00
14日(木) 13:00～17:00
28日(木) 13:00～17:00

相談は
無料
です

5月予定 12日(木)、18日(水)、26日(木)
13:00～17:00

誰かに話すことで気持ちが楽になったり、
考えが整理されたりすることがあるはずです。
お気軽にご相談ください。

こんなことで悩まれている方はいませんか？

- この頃気分が落ち込んで元気が出ない……
- 最近なぜか不安でたまらない……
- 家族や友人にこころの病気と言われたけど、本当に病気かな？
- 家族や職場の悩みを誰かに相談したい…… などなど

困ったときの相談窓口～かけがえのない命を守るために～

■死にたい気持ちについての相談窓口

- 北海道いのちの電話 011-231-4343 (24時間対応)
- 旭川いのちの電話 0166-23-4343 (24時間対応)
- 自殺予防いのちの電話 0120-738-556 (毎月10日のみ8:00～24時間)

※ご本人ではなくても相談できます。

※相談の際、自分の名前は教えなくても大丈夫です。

■借金、多重債務についての相談窓口

- 法テラス 0570-07-8374 [9:00～21:00(月～金)/9:00～17:00(土)]
- 多重債務相談窓口 011-807-5144 [9:00～17:00(月～金)]

■ひきこもり、自死遺族、その他メンタルヘルスについての相談窓口

- 別海町傾聴ボランティア「みえるの会」
中河 090-1640-8797 佐藤 080-5584-3906

※個人情報、秘密は守られます。

■予約先・相談場所 別海町民保健センター 母子保健担当 TEL75-0359

※すでに精神科、心療内科通院中の方は、主治医の了解を得てからご予約ください。

平成
28年度

各種健康診査等のお知らせ

平成28年度の各種健康診査等は、次の日時、場所で予定しています。

なお、日時や内容、料金が変更になる場合もありますので、ご了承ください。

昨年に子宮がん、乳がん以外を受診された方には、問診票の発送を行います。お手数ですが不要の方はご連絡ください。

【日程・会場】●のついている項目が受けられます。

日程①・②・③で、発送する問診票、検便容器などが異なります。問診票等がお手元に届いた後で、日程変更等の希望がある場合はご連絡ください。

	月 日	曜 日	会 場	時 間	特定・若者健診	胃 が ん	肺がん・結核	大腸がん	子宮・乳がん	肝炎ウイルス	エキノкокクス
日程①	4月20日	水	西 春 別 み ら い 館	6:00～11:00	●	●	●	●	—	●	●
	4月21日～23日	木～土	西春別ふれあいセンター								
	4月24日	日	床 丹 地 域 会 館	6:00～9:00							
	5月8日	日	走古丹地域防災センター	6:00～9:00	●	●	●	●	—	●	●
	5月9日・10日	月・火	中春別ふれあいセンター	6:00～11:00							
	5月11日	水	上春別地域センター								
	5月12日	木	中西別ふれあいセンター								
	5月13日	金	上風連地域センター	7:00～10:00							
	6月9日	木	別海町民保健センター	16:30～18:30							
	6月10日～14日	金～火		6:00～11:00	●						
	7月15日	金	尾 岱 沼 き ら く る	16:00～17:30	●	—	●	●	—	●	●
	7月16日・17日	土・日		6:00～11:00							
7月18日	月(祝)	本別海地域センター	6:00～9:00	●	●	●	●	—	●	●	
日程②	8月1日～3日	月～水	別海町民保健センター								6:00～11:00
	8月9日・10日	火・水	JA道東あさひ 上春別								
	8月18日・19日	木・金	JA道東あさひ 西春別								
	8月22日・23日	月・火	J A 計 根 別								
	8月24日・25日	水・木	J A 中 春 別								
日程③	レディース健診 完全予約 原則時間指定不可	10月21日	金	西春別ふれあいセンター	8:00～12:00 14:00～15:30	●	●	●	●	●	●
		10月22日 23日 24日	土 日 月	別海町民保健センター							
		子宮・乳がん検診以外は男性で希望される方も受けられます。 詳しくはお問合せください。									

子宮・乳がん検診以外は男性で希望される方も受けられます。詳しくはお問合せください。

※10月22日の子宮・乳がん検診は、準備の関係で午前7時受付開始となります。ご了承ください。

レディースデイ健診は完全予約制で申込みが必要です!!

■申込期間 4月1日(金) 午前9時から 9月9日(金) 午後5時まで

※定員になり次第締切ります。

	健診項目	対 象	内 容	料 金
別海町民の方で右記の年齢等の方	国民健康保険加入者 特定健康診査	40～74歳 (昭和17年4月1日から昭和52年3月31日生まれ) ※年度内に75歳になる方でも健診当日に74歳であれば受けられます。	体格、血圧、尿、心電図 眼底検査、医師診察 血液検査	2,000円
	胃がん検診	30歳以上 (昭和62年3月31日以前生まれ)	胃バリウム エックス線撮影	1,200円 70歳以上 600円
	大腸がん検診		便を2日間容器に少量採りその中の血液反応をみます。	500円 70歳以上 250円
	肺がん・結核検診	30歳以上 (昭和62年3月31日以前生まれ)	肺エックス線撮影	200円 70歳以上 100円
	喀痰検査	肺がん検診を受けた方の中で、ヘビースモーカーや血痰等の高リスクがあり、希望される方	痰を採取して、その中に病的な成分が含まれているかをみる検査(検診当日に容器を渡し、後日提出となります)	600円 70歳以上 300円
	(オプション) 前立腺がん検診	男性で希望される方	血液検査	2,000～3,000円 (日程で料金が異なります)
	若者健診	19～39歳 (昭和52年4月1日から平成10年3月31日生まれ)	特定健診の内容から眼底検査を除いたもの。	2,000円
	子宮頸がん検診	20歳以上 (平成9年3月31日以前生まれで、昨年度未受診の方)	子宮頸部細胞診	1,000円 70歳以上 500円
	(オプション) 子宮頸部エコー	子宮頸がん検診を受けて希望される方	子宮頸部エコー	540円
	乳がん検診	40歳以上 (昭和52年3月31日以前生まれで、昨年度未受診の方) ※乳房疾患で治療、経過観察中、授乳中、妊娠中、妊娠の可能性のある方は除く	※乳房エックス線撮影	40～49歳 1,600円 50～69歳 1,300円 70歳以上 650円
	肝炎ウイルス検査	40歳以上 (昭和52年3月31日以前生まれで、過去に未受診の方)	血液検査	B型肝炎 180円 C型肝炎 380円
	エキノコックス検査	過去5年間でエキノコックス検査をしていない方	血液検査	無 料

※乳がん検診の内容が 変わりました

厚生労働省より乳がん検診の視・触診の実施を推奨しないという改正指針が出されたことから、本町では、平成28年度から乳がん検診の内容が乳房エックス線撮影のみとなります。また、乳がん検診時に行っていた甲状腺検査も行わないので、特定健診や若者健診の医師診察をご利用ください。

■注意事項

- 特定健診は、別海町国民健康保険加入者を対象としています。
- 原則、時間の希望は受け付けられません。
- オプション検査を希望される方は、当日会場でお申込みください。
- 生活保護の方に健診料金の全額助成を行っています。希望される方は、必ず事前に保健センターへご連絡ください。当日、会場での申込みはお受けできません。

申込み

TEL75-0359

Eメール hoken@betsukai.jp

FAX、Eメールで申込まれた方へは2日以内(土・日・祝日を除く)に受付確認の返信を行います。返信のない方は保健センターにお問合せください。

申込みFAX用紙

別海町民保健センター：FAX 0153-75-0337

※コピーしてFAXしてください。

受けるものに○	氏 名	住 所	生年月日	電 話・FAX	健 診 希 望 日
子宮・乳・胃・肺・大腸 特定・若者・肝炎・エキノ		〒 - 別海町	T・S・H 年 月 日	電話 FAX	月 日
子宮・乳・胃・肺・大腸 特定・若者・肝炎・エキノ		〒 - 別海町	T・S・H 年 月 日	電話 FAX	月 日

*以下の太枠内はこちらでFAXを返信する際に使用しますので、何も書き込まないでください。

受付日	月 日	上記の内容で申込みを承りました。
-----	-----	------------------

こどもの「定期予防接種」

町では、予防接種法に基づき病気の発生やまん延を防ぐため、予防接種を実施しています。望ましい接種年齢（病気にかかりやすい年齢を考慮して定められた期間）に達したら、早めに予防接種を受けてください。



定期の予防接種

■予防接種を受けるときは

保健センターでは、予防接種に係る冊子として「予防接種のパンフレット」、「平成28年度こどもの定期の予防接種」を配布しています。**予防接種を受ける前に、必ずお読みください。**

また、町ホームページでも詳細を掲載しています。

■持ち物 母子手帳、保険証、診察券

■接種料金 無料 ※定められた期間を過ぎると有料になります。

■救済給付について 予防接種は感染症を防ぐために重要なものですが、極めてまれに健康被害の発生がみられます。健康被害が発生した場合には、救済給付を行うための制度がありますので、保健センターにご相談ください。

■定期の予防接種

ワクチン名	接種回数	接種対象者
BCG（結核）	1回	標準的な接種期間は、生後5カ月から8カ月未満で、1歳に至るまでが対象です。
四種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ） ポリオ	1期 4回	生後3カ月から7歳6カ月に至るまでが対象です。 四種混合ワクチンを接種したお子様は、ポリオワクチンの接種は不要です。
二種混合（ジフテリア・破傷風）	2期 1回	対象者は、平成16年4月2日から平成17年4月1日生まれの小学6年生に相当するお子さんです。学校を通じて連絡します。
麻しん風しん混合 ※平成29年3月31日までに接種しましょう。	1期 1回	1歳の誕生日がきたら早めに接種しましょう。生後2歳に至るまでが対象です。
	2期 1回	対象者は、平成22年4月2日から平成23年4月1日生まれの小学校就学前の方です。6歳の誕生日に関係なく4月1日から接種できます。
水痘（水ぼうそう）	2回	1歳から3歳に至るまでが対象です。既に水痘に罹患しているお子さんは対象外です。
日本脳炎 ※特例措置として、20歳未満までの間に接種できる年代があります。詳しくは、町ホームページをご覧ください。	1期 3回	生後6カ月から7歳6カ月に至るまでが対象です。標準的には、3歳で2回、4歳で1回接種します。
	2期 1回	9歳以上13歳未満が対象です。標準的には、9歳で1回接種します。
ヒブ ※接種開始月齢によって接種回数異なります。	1～4回	生後2カ月から5歳に至るまでが対象です。
小児用肺炎球菌 ※接種開始月齢によって接種回数異なります。	1～4回	生後2カ月から5歳に至るまでが対象です。
子宮頸がん ※現在、子宮頸がんの予防接種を積極的に推奨していません。接種に当たっては、有効性とリスクを理解した上で受けてください。（平成25年6月14日厚生労働省通知）	3回	対象者は、平成12年4月2日から平成17年4月1日生まれの小学6年生から高校1年生に相当する女子です。標準的な接種は中学1年生になります。これまでに、予防接種を受けている方は、対象外です。

予防接種が受けられる医療機関

病院名	接種日・受付時間		定期のワクチン									備 考
			BCG	四種混合	ポリオ	麻しん風しん	水痘	日本脳炎	ヒブ	肺炎球菌	子宮頸がん	
町立別海病院 TEL 75-2311	小児科	火曜日 12:30～15:00	—	●	● 予約	—	●	●	—	—	—	任意の予防接種については、小児科 にお問合せください。
		木曜日 12:30～15:00	● 予約	—	—	●	—	—	●	●	—	
	内科		—	—	—	—	—	●	—	—	—	15歳以上で、日本脳炎の予防接種を希望する方は、内科になります。希望者は、 保健センターにご連絡ください。
		月～金 16:00～	● 予約	—	—	—	—	—	—	—	●	
西春別駅前診療所 TEL 77-2350	火・水 13:30～14:00		—	●	● 予約	—	—	—	●	●	—	
	木曜日 13:30～14:00					—	●		—	—		
尾岱沼診療所 TEL 86-2625	月～木 13:30～15:00	● 予約	—	●	—	●	●	—	●	●	—	初めて予防接種をする場合は、別海病院小児科で接種してください。

不明点は、保健センター又は医療機関にお問合せください。

問合せ／町民保健センター TEL75-0359 FAX75-0337 Eメール hoken@betsukai.jp